

中華人民共和国
ポリオ対策プロジェクト
実施協議調査団報告書

平成4年3月

国際協力事業団
医療協力部

1051979

JICA LIBRARY



1097147(1)

23683

中華人民共和国
ポリオ対策プロジェクト
実施協議調査団報告書

平成4年3月

国際協力事業団
医療協力部

国際協力事業団

23683

は し が き

1988年5月、世界保健機構（WHO）は第41回総会において「西暦2000年までにポリオ根絶」の旨決議を行い、ひきつづき1989年第42回総会において、次の7項目からなる「ポリオ根絶」の基本戦略を採択した。

1. ポリオワクチン予防接種率の向上
2. サーベイランス網充実
3. 検査サービス開発とワクチン品質管理
4. トレーニング
5. 社会的動員
6. リハビリテーション
7. 研究開発

1990年、中国政府はわが国に対して「ポリオ根絶」の協力の可能性について打診越したことから、わが国はWHOの西太平洋事務局（WPRO）と協調して山東省におけるサーベイランス活動を協力対象とした専門家派遣による協力を行うこととした。

1991年7月中国政府は「ポリオ根絶」のためより広い範囲を対象とするサーベイランス活動および検査・診断技術の確立の必要性を確信し、わが国に対してプロジェクト方式技術協力を要請越した。

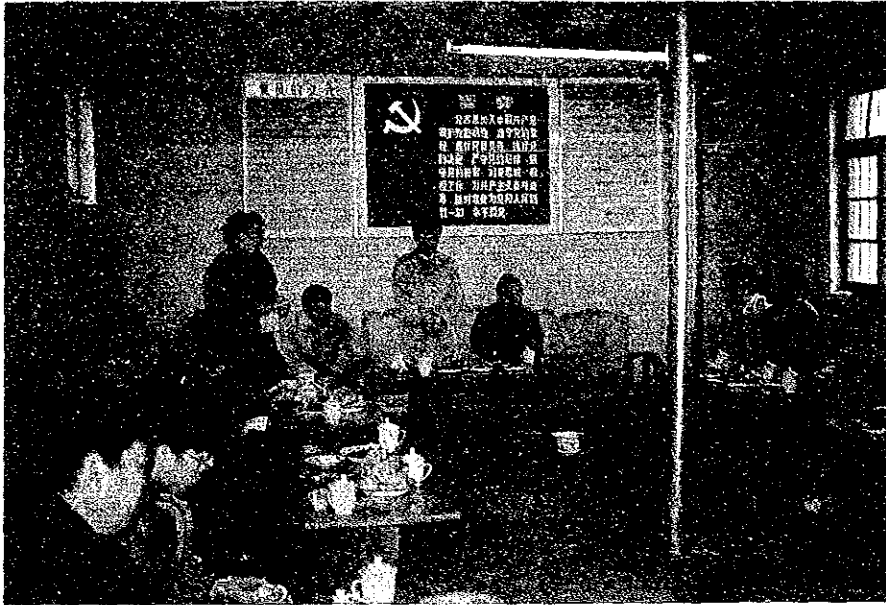
1991年11月、わが国は実施協議調査団を派遣、協議の結果12月4日R/Dの署名を了し5年間に互る協力を開始することとなった。

本報告書は、上記調査団の協議内容を取りまとめたものである。

ここに本調査にあたりご協力を頂いた関係各位および機関に対し深甚なる謝意を表する次第である。

平成4年3月

国際協力事業団
理事 西野世界

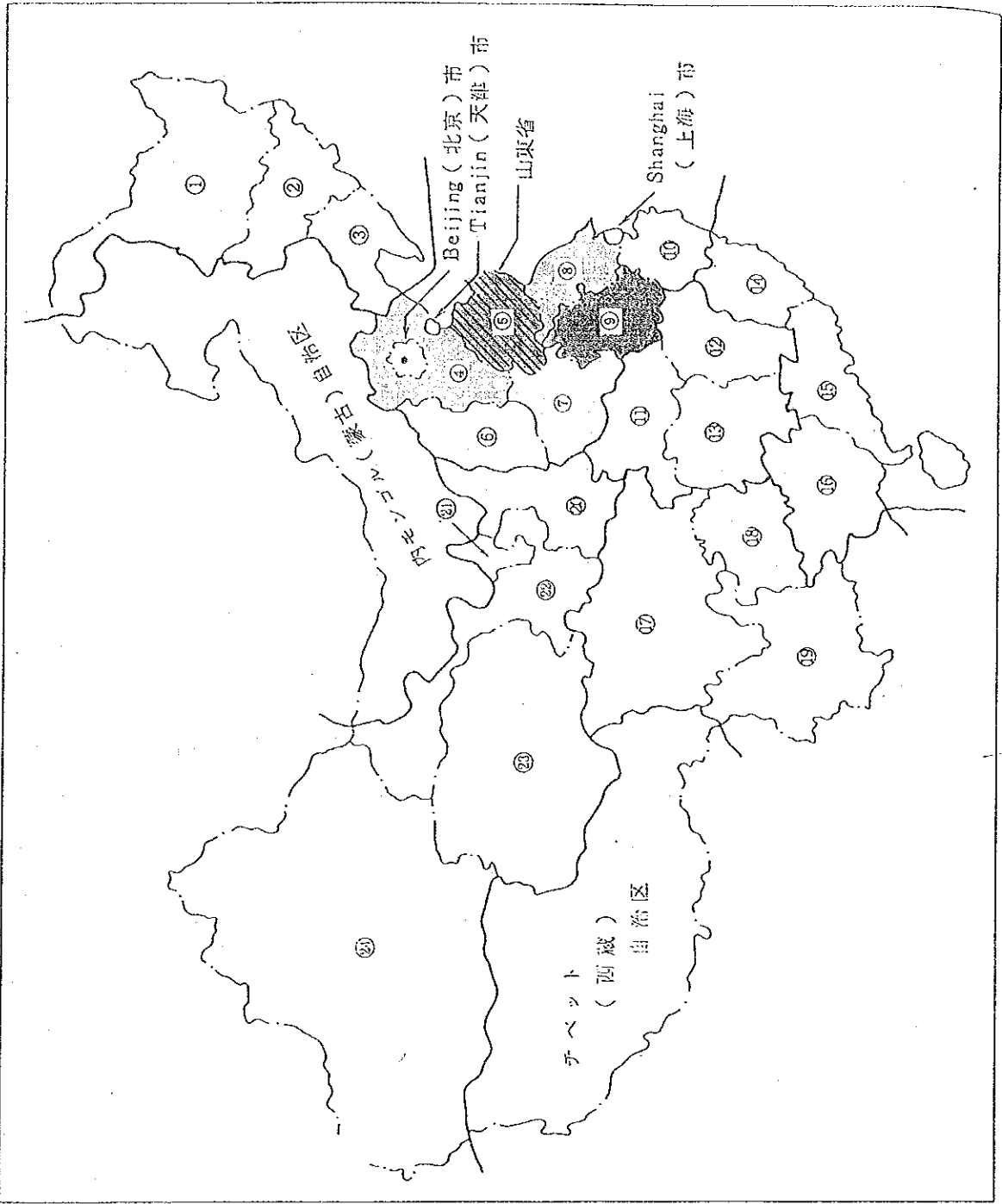


現地打ち合せ風景



R/Dの署名

中国行政区划の



- | | | |
|---|--------------|-------------|
| ① | Heilongjiang | (黑龙江)省 |
| ② | Jilin | (吉林)省 |
| ③ | Liaoning | (遼寧)省 |
| ④ | Hebei | (河北)省 |
| ⑤ | Shandong | (山東)省 |
| ⑥ | Shanxi | (山西)省 |
| ⑦ | Henan | (河南)省 |
| ⑧ | Jiangsu | (江蘇)省 |
| ⑨ | Anhui | (安徽)省 |
| ⑩ | Zhejiang | (浙江)省 |
| ⑪ | Hubei | (湖北)省 |
| ⑫ | Jiangxi | (江西)省 |
| ⑬ | Hunan | (湖南)省 |
| ⑭ | Fujian | (福建)省 |
| ⑮ | Guangdong | (廣東)省 |
| ⑯ | Guangxi | (広西チワン族自治区) |
| ⑰ | Sichuan | (四川)省 |
| ⑱ | Guizhou | (貴州)省 |
| ⑲ | Yunnan | (雲南)省 |
| ⑳ | Shanxi | (陝西)省 |
| ㉑ | Ningxia | (寧夏回族自治区) |
| ㉒ | Gansu | (甘肅)省 |
| ㉓ | Qinghai | (青海)省 |
| ㉔ | Xinjiang | (新疆维吾尔自治区) |

目 次

写真・地図

1. 実施協議調査団の派遣	1
1-1 調査団派遣の経緯と目的	1
1-2 調査団の構成	2
1-3 日程表	4
1-4 主要面談者	5
2. 要 約	7
3. 討議議事録の交渉経緯	8
3-1 交渉経緯	8
3-2 日本・中国双方の主張の対比	13
3-3 プロジェクト実施上の留意点	13
3-4 その他	14

資 料

討議議事録（英語、日本語、中国語）	19
暫定実施計画（英語、日本語、中国語）	41
覚 書（日本語、中国語）	57
コンタクトミッション報告書（1991. 10. 31）	63
山東省ポリオ根絶活動の概況（中国衛生部資料の翻訳）	81

1. 調査団の派遣（平成3年11月25日～3年12月6日）

1-1 調査団派遣の経緯と目的

1) 経緯

世界保健機構（WHO）は1985年のWHO総会において「2000年までにポリオ根絶」の旨決議を行った。

一方中国政府は、1988年からEPI（予防接種拡大計画）を促進していたがWHOの決議に対応して第7次国家社会経済開発5ヵ年計画の1目標として「ポリオ根絶」を取り上げた。

しかし1989年、かかる目標にも拘らず着実に減少していたポリオの発生は4,623例と再び流行した。この内、山東省および周辺の江蘇省、安徽省、河南省、河北省の5省で中国全体の約57%を占めていた。

他方、わが国はWHOの支援要請に呼応して中国において「ポリオ根絶」に資するため1990年から長期専門家を派遣し、山東省でサーベイランス活動を対象とした協力を開始した。

かかる背景のもと、1991年7月中国政府はわが国に対して「ポリオ根絶」の実現のためにより広い範囲を対象とするプロジェクト方式技術協力を要請越した。

当該要請に依って、わが国は1991年8月コンタクトミッションを派遣し先方要請とわが国の協力内容の基本的考え方について以下のとおり調整した。

ア. 協力対象地域は、山東省を拠点（モデル地域）とし、周辺4省に対する協力範囲はプロジェクトの運営に必要な範囲、例えば関係者の域内研修等とする。

イ. プロジェクトに必要な全国的規模の疫学情報の入手を可能とするために必要な機関、例えば中国予防医学科学院（北京）を協力対象に含めることが望ましい。但し、同科学院を協力対象とする場合の協力形態については更に検討を要する。

ハ. 山東省国立ポリオ根絶監視センターの設立構想は中国側で未だ具体化していないので検討対象から除外する。

ニ. WHOはワクチンの供与およびコールドチェーンの確立の必要性を指摘したが、プロジェクト方式技術協力で馴染まないことから本指摘については協力対象から除外する。

2) 目的

1991年11月、上記ミッション帰国報告によりポリオ対策プロジェクトの実施の妥当性が確認された。そこで、実施協議調査団を派遣し協力内容の特定と協力実施計画の策定を行い、討議議事録（R/D）の署名を行うこととした。

調査団派遣にあたり、主な検討内容および対処方針は以下のとおり。

ア. プロジェクトの名称

先方政府は、同国の計画に添ったプロジェクト名称である「ポリオ根絶計画プロジェクト」

とすることに意義をみとめているものと推察される。

わが方においても同様の見解があったものの、JICAプロジェクト方式の枠内で期間を限定して実施するものであり「ポリオ対策プロジェクト」とすることで「ポリオ根絶計画」に資する旨の位置付けを明確にすることとした。

ロ. プロジェクト対象地域

協力対象地域は、山東省を拠点（モデル地域）とし、周辺4省に対する協力範囲はプロジェクトの運営に必要な範囲、例えば関係者の域内研修等とする。ただし、中国側は「ポリオ根絶計画」に資するためより広い範囲を協力対象としたい旨依然要望しているとの情報もあり、この点今般の調査団が再確認する必要がある。

ハ. プロジェクトの活動内容

協力の対象活動は、山東省のサーベイランス活動およびポリオ患者の臨床診断、並びに予防医学科学院におけるウイルス診断とする。ただし同科学院の最終的な役割は以下「ニ」により決定する。

ニ. プロジェクトの協力機関（北京）

中国予防医学科学院の現在の実態的な事業内容・研究水準は未確認の部分が多くコンタクトミッションの帰国報告でも明らかにされていない。

かかる情況下、今般の調査団が以下諸点について見極める必要がある。

- * 同科学院を協力対象機関とすることで、プロジェクトに必要な全国的規模の情報の入手および山東省（モデル地区）から得られる技術の他の省への移転が可能か否か。
- * 同科学院よりも更にプロジェクトの目的に適合する関係機関が存在するか否か。
- * 同科学院を協力対象とする場合、プロジェクトサイトが北京および山東省済南市の2ヵ所となる。そこで両サイトの有機的な運営を担保するため同科学院に対する協力形態・協力範囲をどのようにするのが適切か。

専門家・調整員の機能および主たる勤務地は同科学院に対する協力形態に対応させる場合、どのようにするのが適切か。

ホ. 覚書きの作成

R/D中の文言で、特に相互理解を明記する必要がある項目については覚え書きの交換により対応する。

1-2 調査団構成

団長	い	井	かつ	る	己	厚生省大臣官房国際課国際協力室長
団員	よし	倉	ひろし		廣	東京大学医学部教授
〃	はら		のり		稔	国立予防衛生研究所腸内ウイルス部腸内ウイルス第4室長
〃	くさ	もと	かず		生	国立病院医療センター国際協力部厚生教育

”	さ	とう	さぶ	るう	外務省経済協力局技術協力課事務官 国際協力事業団医療協力部医療協力特別業務室 (財)国際協力サービスセンター
”	佐	藤	三	郎	
”	草	瀬	隆	昌	
”	花	園		遜	

1-3 行程

派遣期間 1991 (平成3) 年11月25日~12月6日 ※

月 日 (曜)	行 程
11/25 (月)	東京 (10:00) ⇨ 北京 (13:40) J L 781 <早瀬団員> 16:00 大使館・JICA・専門家との打ち合わせ
11/26 (火)	09:30 衛生部との打ち合わせ 14:30 中国予防医学科学院との打ち合わせ
11/27 (水)	打ち合わせ結果取り纏め、資料整理、本部との連絡調整
11/28 (木)	東京 (10:00) ⇨ 北京 (13:40) J L 781 <団長以下調査団本隊> 16:00 日本大使館表敬 17:00 JICA事務所打合せ 20:00 団内打ち合わせ
11/29 (金)	09:00 衛生部との協議 13:30 国家科学技術委員会と協議 16:00 UNICEF/WHOとの意見交換 20:30 団内打ち合わせ
11/30 (土)	09:00 中国予防医学科学院視察 北京 (16:30) ⇨ 済南 (18:00) MU5148 <吉倉団員除く> *吉倉団員は、引き続き予防医学科学院と協議 20:00 団内打ち合わせ
12/1 (日)	08:30 陽谷県衛生防疫所 14:30 張秋鎮病院 15:00 張秋鎮西街診療所 16:00 花園村診療所 18:30 ホテル着 20:00 団内打ち合わせ *北京 (15:10) ⇨ 東京 (19:50) J L 782 <吉倉団員>
12/2 (月)	09:00 山東省衛生庁と協議 14:00 専門家住宅問題協議及び候補住宅視察 20:30 団内打ち合わせ
12/3 (火)	済南 (08:05) ⇨ 北京 (09:00) 14:00 衛生部と協議 20:30 団内打ち合わせ
12/4 (水)	09:00 衛生部と協議 18:30 R/D署名 20:30 団内打ち合わせ
12/5 (木)	10:00 国家科学技術委員会と協議 14:00 衛生部と協議 17:00 JICA事務所報告
12/6 (金)	北京 (15:10) ⇨ 東京 (19:50) J L 782

※ 吉倉 団員 11月28日~12月1日 (J L 782 にて北京発)
早瀬 団員 11月25日~12月6日 (J L 781 にて北京着)
(11/25~28日の間、中国側関係機関と事前打合せ)

1-4 主要面談者

1-4-1 中国側実施協議団

- ・趙 同彬 (衛生部外事司副司長)
- ・慕 英英 (衛生部外事司連絡処副処長)
- ・王 釗 (衛生部防疫司副司長)
- ・楊 保平 (衛生部防疫司計画免疫処長)
- ・李 惠芳 (衛生部防疫司計画免疫処副処長)
- ・李 忠金 (衛生部外事司項目官員)
- ・王 克安 (中国予防医学科学院副院長)

1-4-2 実施協議団以外の中国側面談者

- ・顧 英奇 (衛生部副部長)
- ・張 慧春 (国家科学技術委員会国際科技合作司日本処長)
- ・劉 霞 (中国予防医学科学院計画免疫弁公室)
- ・薛 鳳挙 (中国予防医学科学院ウイルス研究所副所長)
- ・張 礼璧 (中国予防医学科学院ウイルス研究所ウイルス診断センター主任)
- ・馬 静亜 (中国予防医学科学院ウイルス研究所ウイルス診断センター)
- ・徐 文波 (中国予防医学科学院ウイルス研究所ウイルス診断センター)
- ・張 栄珍 (中国予防医学科学院感染症サーベイランスセンター)
- ・王 公昊 (中国予防医学科学院衛生情報センター主任)
- ・高 伝堂 (山東省衛生庁副庁長)
- ・趙 忠秋 (山東省衛生庁外事処副処長)
- ・陳 少琛 (山東省衛生庁衛生防疫処副処長)
- ・趙 世立 (山東省衛生庁衛生防疫処処長)
- ・徐 愛強 (山東省衛生庁衛生防疫処計画免疫科 山東省ポリオサーベイランスセンター)
- ・杜 健忠 (聊城地区行署秘書長)
- ・宿 春明 (聊城地区衛生局)
- ・向 春 (聊城地区衛生防疫処)
- ・魏 茂生 (陽谷県政府副県庁)
- ・唐 憲明 (陽谷県政府弁公室副主任)
- ・祝 登栞 (陽谷県政府衛生局長)

1-4-3 WHO/UNICEF

- ・Mauno BRKKILA (Technical Officer EPI, Office of the WHO Representative for China)
- ・Suomi SAKAI (Health Programme Officer, UNICEF)

1-4-4 日本国大使館/JICA

- ・小島 高明 日本国大使館参事官
- ・藤本 直也 日本国大使館一等書記官
- ・岡田 太造 日本国大使館一等書記官
- ・三浦 敏一 J I C A 中国事務所長
- ・松谷 広志 J I C A 中国事務所次長
- ・岡田 実 J I C A 中国事務所所員
- ・千葉 靖男 J I C A 専門家
- ・嶽崎 俊郎 J I C A 専門家

2. 要 約

本調査団（団長：糸井厚生省国際協力室長他6名）は、平成3年11月25日から12月6日まで中国を訪問し、山東省においてプロジェクト・サイトの調査を行うとともに、北京において中国政府関係者とR/Dの協議を行い、12月4日に中国衛生部との間でR/Dの署名を了した。中国側は、本件プロジェクトの早期実現に向けてのわが方の努力を多とし、深甚なる謝意を表明すると共に、中国側においても、本プロジェクトの成功に向けてローカルコストの手当ておよびカウンターパートの確保等に出来るだけ努力をする旨述べていた。

中国側との協議においては、先方は、本プロジェクトに関するR/Dの基本的な部分については日本側の考えに良く理解を示したため、それほど大きな争点とはならなかった。ただ中国政府関係部局内部での連絡及び調整の欠如により専門家の住居費負担、公務出張の旅費等細部諸問題で調整を要した。

討議議事録（R/D）の要旨は以下のとおり。

1. 目 的

山東省においてポリオ対策のモデルシステムの開発に貢献し、また当該モデルを他の省に導入することによりWHOの世界ポリオ根絶計画に則した中華人民共和国のポリオ根絶計画の実施に寄与する。

2. 協力分野

- 1) パイロット地域としての山東省におけるポリオ対策に関するサーベイランスシステムを強化する。
- 2) 中国全土のラボラトリーシステムの向上のために、中国予防医学科学院におけるウイルス診断及びその関連の活動を強化する。
- 3) 山東省及び河北省、河南省、安徽省、江蘇省の保健関係の人材を各種のポリオ対策研修コースを通じて研修する。
- 4) ポリオ対策計画にかかる情報・教育・連絡分野の活動を強化する。

3. 協力内容

- 1) 専門家は、首席顧問、サーベイランス及び臨床診断等（以上山東省）並びにウイルス診断専門家及び調整員等（以上北京）を派遣する。
- 2) 機材供与は、山東省及び周辺4省並びに北京の予防医学科学院に対して適宜供与する。
- 3) 研修員は、専門家派遣分野と対応したものとする。ただし、年間2名程度を目安とする。

4. その他

- 1) 合同委員会には、WHO、UNICEF等もオブザーバーとして出席できるものとする。

3. 討議議事録の交渉経緯

3-1 交渉経緯

(1) 衛生部との協議 (11月29日午前)

- ア 衛生部外事司趙副司長、衛生防疫司王副司長、同司楊計画免疫処長と協議。
- イ 当方からR/D及びT S I最終案を（事前に示したものととの異同を含め）説明。
- ウ 上記説明に対し、中国から次のとおり質問（提案）あり。
 - (ア) プロジェクト全体の考え方（山東省をモデルとし、その経験を全国に広げることを目的としていると理解してよいか）
 - (イ) プロジェクトの表題の「ポリオ対策」から「ポリオ撲滅（根絶）」への変更。
 - (ロ) 中堅技術者対策費の支援経費通減の趣旨。
 - (ハ) 中国側が旅費を負担すべきcity areasの範囲。
 - (ニ) 日本人専門家の住居施設について中国側の費用負担内容。
 - (ホ) プロジェクト実施についての日本側の担当部局の明記。
 - (ヘ) 「技術協力の実施」の項目での中国のポリオ根絶計画への言及。
 - (コ) 中国予防医学科学院のウイルス診断等の活動強化の具体的協力形態。
 - (ケ) R/D表書への具体的訪問地（北京市、済南市等）の明記。
 - (ク) 付表Ⅵの「土地」の具体的内容。
- エ 当方から次の点について質問。
 - (ア) プロジェクトの実施体制（組織、予算等）。
 - (イ) プロジェクトの運営体制（活動場所、カウンターパート等）。
 - (ロ) 機材リストについての要望。
 - (ハ) 研修員についての要望。
- オ 上記双方の質問に対し、各々次回協議までに検討し、回答（説明）することとされた。

(2) 国家科学技術委員会との協議 (11月29日午後)

国家科学技術委員会張日本処長に衛生部との協議の状況を説明し、その後総括的に意見交換。

(3) 中国予防医学科学院との協議 (11月30日午前)

- ア 中国予防医学科学院王副院長、張同院病毒学研究所研究員から同院の概況について説明。
- イ 当方から、本プロジェクトにおける同院の位置づけの明確化の観点からウイルス診断に関する中国国内の実施体制と同院の関与の状況について説明を求めるとともに、既存施設・設備を視察。
- ウ 同院側の説明ふりと施設設備の状況との齟齬が大きいと、吉倉団員がさらに継続して詳細にわたり質疑応答を行った結果、地方から送付されてきたポリオウイルス診断用の検体の

診断経験はほとんどなく、技術レベルも相当低いと判断。

(4) 山東省現地視察（12月1日）

サーベイランス活動の実情、ポリオ患児の状況を視察するため、山東省西部の聊城地区^{リャオチン}臨^{リン}谷^グ県（河南省に隣接）を訪問（県中心地、郷鎮、村）

(5) 山東省衛生庁との協議（12月2日）

ア 山東省衛生庁高副庁長、陳衛生防疫処副処長、趙衛生防疫站長等と協議。

イ 陳副処長から、ポリオ発生状況、サーベイランス活動の状況について説明。

ウ 当方から、本プロジェクトにおける山東省のパイロット地域としての位置づけ等を説明するとともに、山東省側の予算増、カウンターパートの人員増、専門家の住宅の確保等を要請、山東省側の自助努力の必要性を強調。

エ 協議終了後、中国側が住居候補として挙げている山東師範大学外国人専門家宿舎及び舜耕山荘（ホテル）を視察。

(6) 衛生部との協議（12月3日午後及び4日午前）

ア 趙副司長、王副司長、楊処長、王副院長等と協議を継続。

イ 11月29日の中国側質問・提案に対し、当方から次のとおり回答・説明。

(ア) プロジェクト全体の考え方については中国側理解のとおり。

(イ) ポリオ根絶計画は中国側が実施するものであり、今回のプロジェクトはこれに資する観点から両国が協力して対策を実施するものであるため、名称はポリオ対策のままとしたい。

(ウ) 中堅技術者対策費は、プロジェクトの重要性に鑑み、特別に設けているものであり、その円滑な実施を図る観点から逡減という方法をとっているもの。

(エ) 中国側が旅費を負担すべきcity areasは、サーベイランスをはじめとする日本人専門家の活動を担保する趣旨から、「北京市内及びプロジェクトに関係する省内」に修文したい。

(オ) 日本人専門家の住居についての中国側負担は、国家科学技術委員会に対する在中国日本大使館口上書の内容に同じ。

(カ) 本プロジェクトについての日本側担当部局は、国際協力事業団であり、従来から特に記載していない。

(キ) 中国のポリオ根絶計画についての言及は、中国側の修文案をまって検討。

(ク) 中国予防医学科学院に対する協力形態は、日本人専門家の派遣、中国側人材の日本での研修、機材の供与であり、具体的内容は今後協議。

(ケ) R/D表書は、中国を訪問して協議したことを明らかにしたものであり、従来から相手国内の訪問地は特に記載していない。

(コ) 付表Ⅵの「1.土地」及び「2.建物及び付帯施設」という中項目は削除する。

(ク) 合同委員会の中国側委員の官職名を教示されたい。

ウ 以上の説明・回答に対し、中国側は、日本側提案のR/Dの修文（日本人専門家の旅費関

係及び付表VI関係)を含め、基本的に理解・合意するとともに、11月29日の日本側質問への回答を含め、次のとおり説明。

- (7) 中国側としては、本プロジェクトは中国のポリオ根絶のために日本が協力するものと理解している。
- (4) プロジェクトの実施については、合同委員会の下で衛生部防疫司が担当。ラボについては、中国予防医学科学院が指導。
- (7) 山東省は、衛生部の行政的指導の下にプロジェクトを実施(具体的には、同省衛生防疫站が担当)。山東省を中心に周辺4省でネットワークを形成したい。
- (1) 中国予防医学科学院に日本人専門家を派遣し、院スタッフと共同してウイルス診断を担当することを希望。
- (1) サーベイランスプラン作成のため、疫学専門家2名の山東省への派遣を希望。実験室、臨床診断、神経学の専門家(短期)も希望するが、その数については現在のところ不明。
- (1) 機材についての希望は、次のとおり。
- ・ ウイルス診断用(高い水準の仕事を行うため)
 - ・ 日常消耗品(国内供給困難のため)
 - ・ データ分析機、コンピューター
 - ・ 印刷機(広報資料、テキスト作成用)
 - ・ OHP
 - ・ 事務用品
 - ・ ポリオ以外のEPI用の車
- (1) 日本での研修希望は、次のとおり。
- a) 疫学
- (例) ポリオ根絶研修クラス(20名程度)
- 個別研修
- 第三国研修
- なお、中国国内での短期コース(日本人専門家による)も。
- b) 実験室
- | | |
|-----------|------|
| 中国予防医学科学院 | 1~2名 |
| 山東省 | 1名 |
- 普通のウイルス分離(regular isolation)のための研修(山東+4省)
- c) プロジェクトの管理・評価
- d) 日本での地域的会議、学術交流への参加
- (1) 経費(予算)については、山東省一省だけでもワクチン代、設備維持更新、消耗品、管理費、広報費等相当額が必要。

- (4) 省内の旅費は負担するが、省間（例：山東省済南⇒安徽省合肥）は困難。
- (3) 合同委員会中日国側委員は科技委日本処長、衛生部防疫司副司長、山東省衛生庁副庁長、予防医学科学院副院長。

エ R/D及びT S I確定を踏まえ、日本側から覚書締結を提案したところ、中国側は当初当惑の趣きながらも、了承。日本側案文に対し、次のとおりコメントあり。

- (7) 日本人専門家住居については、できる限り、満足できるものを提供したい上限を超える部分を負担するのは難しい。覚書に書くことはよいが実際上困難な場合がある。
- (4) 中国予防医学科学院に置く本部事務室の内容如何。
- (4) ウイルス診断用検体の日本への送付については、「中国の関係法令に従い、中国側が必要な手続きをとった上で」との文言を挿入されたい。

オ これに対し、当方より次のとおり説明。

- (7) 上限を超える部分の負担は、国家科学技術委員会と日本大使館との了解事項であり、その線で願いたい。
- (4) 本部事務室は、首席顧問、調整員の執務場所。
- (4) 検体送付の修文は了承。

カ 以上により双方了解に達し、覚書本文を確定。

(7) R/D及びT S I署名（12月4日）

ア 12月4日午後6時、中国衛生部外事司副司長（T S Iは防疫司副司長）と日本実施協議調査団との間でR/D及びT S Iに署名（衛生部顧問副部長、J I C A中国事務所三浦所長同席）

イ 覚書についても同時に署名する予定であったが、国家科学技術委員会が住居の費用負担と省内旅費について異議を唱えたため、延期。

(8) 国家科学技術委員会との協議（12月5日午前）

ア 上記異議を受け、覚書文言の修正について科学技術委員会に一任するととの衛生部の言質を得た上で、同委張日本処長と協議。

イ 当方から、衛生部との合意後の異議について遺憾の意を表するとともに、同委の異議の趣旨を質したところ、次のとおり。

- (7) 日本とのプロジェクトについては、従来から都市間の旅費は日本側負担、市内旅費は中国側負担としており、ここで例外を設ける旨を明記することは、他への波及に鑑み、できない。
- (4) 住宅については、ホテルの場合は日本側が全額負担することになっているところ、覚書の表現ではその点が不明確。

ウ これに対し、当方から次のとおり言明。

- (7) 都市間の交通といっても、遠方の都市への航空機による移動は別として、同一省内でサーベイランスのためある市から近隣の市へ車で移動することが十分想定されるところ、そ

の負担を中国側がしないというのは、適当でない。

(イ) ホテルについては、中国側の負担対象に含まれないことを明文化する。

エ 以上を踏まえさらに協議したところ、覚書は都市間の旅費については中国側の負担対象に含まない旨の文言とするが、実行上サーベイランス活動に支障が生じないよう中国側が配慮することで合意、中国語訳も含め覚書の文言確定。

(9) 覚書署名（12月5日午後）

12月5日午後覚書修文内容について衛生部に説明の上、同日午後4時30分外事司副司長と日本側団長との間で覚書に署名。

3-2 日本・中国双方の主張の対比

	日 本 側	中 国 側
1. 目的	山東省をモデルとし、その経験を全国に拡大することにより、中国ポリオ根絶計画に資するものとする。	中国のポリオ根絶のために日本が協力するものと理解している。
2. 名称	ポリオ対策：controlとする。	根絶計画：当初 eradication を希望。その後、日本案を了承。
3. 旅費	専門家の公務出張にかかる市内の旅費は中国側負担とする。但し、都市間の旅費は日本側負担とする。（詳細は、覚書に記載）	従来合意に則したものであり、中国側了承。（科技委）
4. 中堅技術者費	プロジェクトの円滑な実施を図る観点から支援経費減方法を採用の旨説明。	中国側了承。
5. 住居	山東省における専門家の住居費はホテル以外になく、北京のそれよりも高い。（詳細は覚書に記載）	できるだけ満足できるものを提供したい。ただし、従来合意の範囲を越えるものではない。
6. 責任機関の明記	予防医学科学院の責任範囲の明記及び合同委員会の参加部局の明記を主張。（R/Dに記載）	中国側了承。
7. 予防医学科学院に対する協力内容	ポリオウイルスの分離、同定、及び血清学的型内鑑別試験。同所にプロジェクト本部事務所（首席顧問、調整員等）を設置する。（覚書に記載）	中国側了承。
8. 調査団訪問地明記	従来からの慣例により訪問地を記載せずとした。	北京市等調査団の訪問地をR/D本文明記を質問。
9. 土地	中国側の要望通りとした。	付表Ⅵの「土地」の削除を希望。
10. 検体の輸送	日本への検体の送付を希望。	「中国の関係法令に従い、中国側が必要な手続きをとった上で」との文言の挿入を条件とする。
11. R/Dの主な修文	<p>ATTACHED DOCUMENT VII. 3 予防医学科学院院長の責任は、中国全土におけるラボ・サービスの強化を念頭においたものとした方が望ましいとの結論に至り、右ラインにて修文。</p> <p>ANNEX I. 2. (1) 「an experimental field」について、日本側で協議の結果「a pilot field」に修文。中国側も了承。</p> <p>ANNEX I. 2. (1) 「and」以下の文章について、上記の中国予防医学科学院の修文にあわせて「and」以下を修文し、新しい項目(2)として整理。中国側も了承。</p> <p>ANNEX I. 2. (3) 日本側で協議の結果、中国では住民参加は社会制度上、上からの指示で行うこととなっているため、本項目は削除した。</p>	

3-3 プロジェクト実施上の留意点

(1) 山東省の自助努力の促進

協議の過程を通じて山東省の本プロジェクトに対する依存が過大であると見受けられたので、

同省の自助努力の重要性を今後とも強調し、その促進を図る必要がある。

(2) 周辺の省への対応

日本側としては、本プロジェクトは山東省をモデルとして実施することを明確に説明し、その旨中国側の理解を得たところ、衛生部としては、山東省のみに対策が偏ることへの危惧等から、周辺4省についてもできる限りこのプロジェクトによる対策を講ずることを期待しており、今後のプロジェクト実施上十分留意する必要がある。

(3) 中国予防医学科学院の活動の充実・強化

中国予防医学科学院は当方の予想以上に活動内容、技術レベルが低調であることが判明したが、他に適当な施設もなく、中国側も希望していることから、同院を本プロジェクトのウイルス診断活動等のセンターとすることとしたところ、同院に対する技術面、設備面での指導・支援を相当強力に行う必要がある。

なお、同院は来年末以降新設の施設に移転する予定があるので、この点にも留意を要する。

(4) 機材・研修人員面での調整

中国側の機材・研修人員についての要望は、本プロジェクトに対し過大であると認められるので、今後の具体的実施に当たって、十分調整する必要がある。

(5) 日本人専門家の住宅の確保

日本人専門家（特に長期）の住宅の確保について、さらに中国側に努力を求めるとともに、JICAとしても専門家がホテルに宿泊せざるを得ない場合を考慮して、専門家の住居手当について、できる限り配慮する必要がある。

(6) 日本人専門家の人選

本プロジェクト実施については、予防医学科学院に対する指導をはじめ種々の困難が予想されるので、派遣する日本人専門家については、現地の事情を認識・理解した優秀な人材を確保する必要がある。

なお、英語が通じない場合が多いので、調整員は、ある程度中国語の会話能力がある者とするのが望ましい。

3-4 その他

1) 科学技術委員会との関係

今般、衛生部との全ての協議を了し、覚書を含めたR/Dの署名式に臨んだところ、署名の直前になって科学技術委員会よりクレームが入った。

最終的には、翌日、必要な修文を行った上で署名を行った。

この点は、今後の対中国案件のR/Dを行う場合には注意を要する事項であり、中国側の当該案件の担当省庁に対して、署名前までに覚書を含めたR/Dの内容（書きぶり）について必ず同委員会の了解を取りつけることを徹底する必要がある。

2) 専門家用車両の免税措置

中国における他のプロジェクトの先例にならい、R/D付表Ⅲ、2. にいう「業務に関する機材」には、日本人専門家及びその家族に使用される一家族当たり一台の自動車が含まれる旨記載した。

ただ、在中国JICA事務所から、この項目は有名無実化している旨指摘があった。中国では車の輸入は原則禁止されているため、科学技術委員会は税関当局等に対して引き取りに必要なレターを出す旨述べている。しかし、実態的に引き取りは困難であるところ、派遣専門家は車を持ち込まないように東京で指導を徹底して欲しい旨のコメントがあった。

資 料

THE RECORD OF DISCUSSIONS BETWEEN THE JAPANESE
IMPLEMENTATION SURVEY TEAM AND THE
AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT OF
THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA
ON THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION
FOR THE POLIO CONTROL PROJECT

The Japanese Implementation Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") and headed by Mr. Katsumi Itoi, Director, Office of International Cooperation, Ministry of Health and Welfare, visited the People's Republic of China from November 28 to December 6, 1991 for the purpose of working out the details of the technical cooperation program concerning the Polio Control Project in the People's Republic of China.

During its stay in the People's Republic of China, the Team exchanged views and had a series of discussions with the Chinese authorities concerned in respect of desirable measures to be taken by both Governments for successful implementation of the above-mentioned Project.

As a result of the discussions, the Team and the Chinese authorities concerned agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the document attached hereto.

Each text was done in duplicate in Beijing on December 4, 1991, in the Japanese, Chinese and English languages, respectively, and each is equally authentic. In case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.

Beijing, December 4, 1991

糸川 克己

赵同彬 ZHAO TONGBIN

Mr. Katsumi Itoi
Leader,
Implementation Survey Team,
Japan International Cooperation
Agency
JAPAN

Dr. Zhao Tongbin
Deputy Director,
Department of Foreign Affairs,
Ministry of Public Health
THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA

THE ATTACHED DOCUMENT

I. COOPERATION BETWEEN THE TWO GOVERNMENTS

1. The Government of Japan and the Government of the People's Republic of China will cooperate with each other in implementing the Polio Control Project in Shandong Province (hereinafter referred to as "the Project") for the purpose of contributing to the implementation of National Polio Eradication Program of the Chinese Government which was formulated in response to the WHO's Global Polio Eradication Program.
2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in Annex I.

II. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense the services of Japanese experts as listed in Annex II through normal procedures of the Technical Cooperation Scheme of Japan.
2. The Japanese experts referred to in 1. above and their families will be granted in the People's Republic of China the privileges, exemptions and benefits as listed in Annex III. These privileges, exemptions and benefits shall be no less favourable than those granted to experts of third countries or of other international organizations performing similar functions in the People's Republic of China.

III. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense such machinery, equipment and other materials (hereinafter referred to as "the Equipment") necessary for implementation of the Project as listed in Annex IV, through normal procedures of the Technical Cooperation Scheme of the Government of Japan.
2. The Equipment referred to in 1. above will become the property of the Government of the People's Republic of China upon delivery c.i.f. to the Chinese authorities concerned at the ports and/or airports of disembarkation, and will be utilized exclusively for implementation of the Project in consultation with the Japanese experts referred to in Annex II.

IV. TRAINING OF CHINESE PERSONNEL IN JAPAN

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to receive at its own expense Chinese personnel connected with the Project for technical training in Japan through normal procedures of the Technical Cooperation Scheme of the Government of Japan.
2. The Government of the People's Republic of China will take necessary measures through the authorities concerned to ensure that the knowledge and experience acquired by the Chinese personnel from the technical training in Japan will be utilized effectively for implementation of the Project.

V. SPECIAL MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF JAPAN

1. In order to assure smooth implementation of the Project, in accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to support the Government of the People's Republic of China in financing a portion of the following local expenses necessary for the training programs for middle-level personnel conducted in the People's Republic of China.
 - (1) Expenses of travel by the trainees to and from the place of training.
 - (2) Expenses of the preparation of teaching materials.
 - (3) Expenses of field trips by the trainees.
 - (4) Expenses of the purchase of supplies and equipment necessary for training programs.
 - (5) Expenses of travel by instructors accompanying the trainees on field trips.
 - (6) Remuneration of instructors invited from institution other than ones directly connected with the Project.
2. Japanese support for the above-mentioned expenses will be reduced annually. The reduced portion of the expenses will be replaced by Chinese side.

系中

+

VI. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA

1. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take the necessary measures to provide at its own expense:
 - (1) Services of Chinese counterpart personnel and administrative personnel as listed in Annex V;
 - (2) Land, buildings and facilities as listed in Annex VI
 - (3) Supply or replacement of machinery, equipment, instrument, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for implementation of the Project other than those provided through JICA under III-1. above;
 - (4) Transportation facilities and traffic fees within Beijing city and provinces related to the Project for travel on duty by Japanese experts within the People's Republic of China;
 - (5) Suitably furnished accommodations for the Japanese experts and their families.
2. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take the necessary measures to meet:
 - (1) Expenses necessary for transportation of the Equipment referred to in III-1. above within the People's Republic of China, as well as the installation, operation and maintenance thereof;
 - (2) Customs duties, internal taxes and any other charges on the Equipment referred to in III-1. above imposed in the People's Republic of China;
 - (3) All running expenses necessary for implementation of the Project.

VII. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. The Ministry of Public Health of the Government of the People's Republic of China will bear overall responsibility for implementation of the Project.
2. The President of Shandong Provincial Health Bureau will be responsible for the administrative and managerial matters of the Project area in Shandong Province.
3. The President of the Chinese Academy of Preventive Medicine will be responsible for virological diagnosis and other related activities at the Chinese Academy of Preventive Medicine required for strengthening of laboratory service on polio control in China.
4. The Japanese experts will give necessary technical guidance and advice

pertaining to implementation of the Project to Chinese counterpart personnel associated with the Project.

5. For successful implementation of the Project, a Joint Coordinating Committee will be established with the functions and composition as referred to in Annex VII.

VIII. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

The Government of the People's Republic of China undertakes to bear claims, if any arise, against the Japanese experts engaged in the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with, the discharge of their official functions in the People's Republic of China, except for those arising from willful misconduct or gross negligence by the Japanese experts.

IX. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between the two Governments on any major issues arising from, or in connection with, this Attached Document.

X. TERM OF COOPERATION

The duration of technical cooperation for the Project under this Attached Document will be five (5) years from December 4, 1991.

系中

十
十

A N N E X

I. MASTER PLAN

1. General objective of the project

The general objective of the Project is to contribute the development of a model polio control system in Shandong province and to introduce this model system into other provinces, and thus to contribute to the implementation of national polio eradication program of the Chinese Government which was formulated in response to the WHO's Global Polio Eradication Program.

2. Activities under the Project

- (1) Strengthening of surveillance system on polio control in Shandong province as a pilot area.
- (2) Strengthening of virological diagnosis and other related activities at the Chinese Academy of Preventive Medicine in order to improve laboratory services in China.
- (3) Training of health personnel through various training courses on polio control in Shandong province and other related provinces - Hebei, Jiangsu, Anhui and Henan.
- (4) Strengthening of the IEC component of the polio control program.

3. Implementation of Technical Cooperation

The Government of Japan will cooperate with the Government of the People's Republic of China in carrying out the Project through dispatch of Japanese experts, training of Chinese personnel in Japan and provision of equipment, according to the annual implementation schedule agreed upon by both sides.

The project will be implemented while paying special attention to strategy and activities for Global Eradication of Poliomyelitis by WHO, UNICEF, and other related organizations.

系井

系井

II. JAPANESE EXPERTS

1. Chief Advisor
2. Coordinator
3. Experts in the following fields:
 - (1) Surveillance
 - (2) Virology
 - (3) Clinical Diagnosis
4. Other related fields mutually agreed upon as necessary.

III. PRIVILEGES, EXEMPTIONS AND BENEFITS

1. The Government of the People's Republic of China will grant exemption from income tax and other charges of any kind imposed on or in connection with allowances remitted from abroad.
2. The Government of the People's Republic of China will grant exemption from customs duties with respect to importation of personal effects by the Japanese experts and their families, as well as importation of machinery and equipment related to their activities.
3. The Government of the People's Republic of China will provide medical services.

系可

系可

IV. MACHINERY AND EQUIPMENT NECESSARY FOR IMPLEMENTATION OF THE PROJECT

1. Surveillance and data analysis equipment
2. Laboratory equipment
3. IEC (Information, Education and Communication) equipment
4. Other machinery and equipment mutually agreed upon as necessary.

V. LIST OF COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL

1. Chief of the Project
2. Counterpart personnel in the fields of:
 - (1) Public Health Administration
 - (2) Surveillance
 - (3) Virology
 - (4) Clinical Diagnosis
 - (5) Others mutually agreed upon as necessary
3. Administrative personnel:
 - (1) Secretary
 - (2) Clerks
 - (3) Interpreter
 - (4) Typists
 - (5) Drivers
 - (6) Other supporting staffs mutually agreed upon as necessary

系才

☆

VI. LIST OF LAND, BUILDINGS AND FACILITIES

1. Sufficient space for implementation of the Project
2. Offices and necessary facilities for the Japanese experts
3. Facilities such as the supply of electricity, gas and water, sewerage system, telephone, and furniture necessary for the Project activities
4. Other facilities mutually agreed upon as necessary

系

10

VII. JOINT COORDINATING COMMITTEE

1. Functions

The Joint Coordinating Committee will meet at least once a year and whenever the necessity arises, and work:

- (1) to formulate the annual work plan of the Project in line with the Tentative Schedule of Implementation formulated under the framework of this Attached Document
- (2) to review the overall progress of the Project as well as the achievements of the above-mentioned annual work plan; and
- (3) to review and exchange views on major issues arising from or in connection with the project.

2. Composition

(1) Chairman: Deputy Director, Department of Foreign Affairs, Ministry of Public Health

(2) Members:

Chinese side:

- a. Director, Division of Japan, Department of International Science and Technology Cooperation, the State Science and Technology Commission
- b. Deputy Director, Department of Epidemic Prevention, Ministry of Public Health
- c. Vice-president of Public Health Department of Shandong Province
- d. Vice-president of the Chinese Academy of Preventive Medicine
- e. Other personnel concerned with the Project

Japanese side:

- a. Chief Advisor
- b. Coordinator
- c. Other experts
- d. Resident Representative of JICA China Office
- e. Other experts and personnel to be dispatched by JICA, if necessary

Note: Official(s) of the Embassy of Japan and representative of WHO and UNICEF may attend the Joint Coordinating Committee as observers.

tg

系

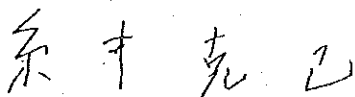
TENTATIVE SCHEDULE OF IMPLEMENTATION
OF
THE POLIO CONTROL PROJECT

The Japanese Implementation Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") and the Chinese authorities concerned have jointly formulated the Tentative Schedule of Implementation of the Project, as annexed hereto.

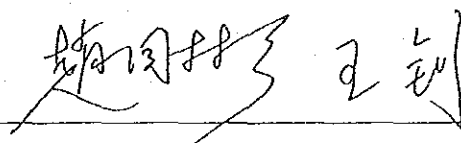
This schedule has been formulated in line with the Attached Document of the Record of Discussions signed between the Team and the Chinese authorities concerned for the Project on the condition that the necessary budget will be allocated for implementation of the Project, though it is subject to change in the course of implementation within the framework of the Attached Document of the Record of Discussions when the necessity arises.

Each Text was done in duplicate in Beijing on December 4, 1991 in the Japanese, Chinese and English languages and each is equally authentic. In case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.

Beijing, December 4, 1991



Mr. Katsumi Itoi
Leader,
Implementation Survey Team,
Japan International Cooperation
Agency,
JAPAN



Dr. Wang Zhao
Deputy Director,
Department of Epidemic Prevention
Ministry of Public Health
THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA

ポリオ対策プロジェクトのための技術協力に関する
日本側実施協議調査団と中国側関係当局との討議事録

国際協力事業団（以下「JICA」という。）が組織し、厚生省大臣官房国際課国際協力室系井克己室長を団長とする日本側実施協議調査団（以下「調査団」という。）は中華人民共和国におけるポリオ対策プロジェクトについての技術協力計画の詳細を策定するため、1991年11月28日より1991年12月6日までの日程をもって中華人民共和国を訪問した。

中華人民共和国滞在期間中、調査団は上記プロジェクトの有効な実施のため両国政府がとるべき必要な措置に関して中国側関係当局と意見を交換し、一連の討議を行った。

討議の結果、調査団と中国側関係当局はそれぞれの政府に対し、附属文書に記載する諸事項について勧告することに同意した。

1991年12月4日に北京で、ひとしく正文である日本語、中国語及び英語により本書2通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

北 京 市
1991年12月 4日

系井克己

系井克己
実施協議調査団 団長
国際協力事業団
日本国

趙同彬

趙同彬
外事司 副司長
衛生部
中華人民共和国

附 属 文 書

I. 両国政府の協力

1. 日本国政府と中華人民共和国政府は、WHOの世界ポリオ根絶計画に則して作成された中国政府の国家ポリオ根絶計画の実施に寄与することを目的として、山東省におけるポリオ対策プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を相互に協力して実施する。
2. プロジェクトは、付表Iの基本計画に従い実施される。

II. 日本人専門家の派遣

1. 日本国政府は、日本国の現行法令に従い、日本国政府の技術協力計画の通常の手続きにより、付表IIに掲げる日本人専門家の役務を自己の負担において提供するため、JICAを通じて必要な措置をとる。
2. 上記1.にいう日本人専門家及びその家族は、中華人民共和国において付表IIIに掲げる特権、免除及び便宜を与えられる。それらの特権、免除及び便宜は、中華人民共和国において同様の任務を遂行している第三国又は国際機関の専門家に与えられているものより不利でないものとする。

III. 機材供与

1. 日本国政府は、日本国の現行法令に従い、日本国政府の技術協力計画の通常手続きにより付表IVに掲げるプロジェクト実施に必要な資機材（以下「機材」という。）を自己の負担において供与するため、JICAを通じて必要な措置をとる。
2. 上記1.にいう機材は、陸揚港及び（又は）空港において中国側関係当局へCIF建てで引渡された時、中華人民共和国政府の財産となり、これらの機材は、附表IIに掲げる日本人専門家との協議をもってプロジェクトの実施のためのみに使用される。

IV. 研修員受入

1. 日本国政府は、日本国の現行法令に従い、日本国政府の技術協力計画の通常手続きにより日本における技術研修のためプロジェクトに関係する中国人を自己の負担において受入れるため、JICAを通じて必要な措置をとる。
2. 中華人民共和国政府は、関係機関を通じて中国人が日本における技術研修から得た知識及び経験がプロジェクト実施のため有効に用いられることを保証するために必要な措置をとる。

V. 日本国政府のとるべき特別措置

1. 日本国政府はプロジェクトの円滑な実施のため、日本国の現行法令に従い、中華人民共和国において実施する中堅技術者の養成計画に必要な次に掲げる現地経費の一部を中華人民共和国に対して支援するため、JICAを通じて必要な措置をとる。
 - (1) 研修員に対し研修場所へ、または研修場所からの旅費
 - (2) 教材作成経費
 - (3) 研修員に対する研修旅行旅費
 - (4) 研修計画にかかる物品及び機材の購入経費
 - (5) 講師に対する研修旅行同行旅費
 - (6) プロジェクトに直接関係のない機関からの講師に対する謝金
2. 日本側の上記に掲げる支援経費は毎年削減される。削減された経費は、中国側が負担する。

和

和

VI. 中華人民共和国政府のとりべき措置

1. 中華人民共和国政府は、中華人民共和国の現行法令に従い、自己の負担において次のものを提供するために、必要な措置をとる。
 - (1) 付表Vに掲げる中国人カウンターパート及び事務職員の役務
 - (2) 付表VIに掲げる土地、建物及び付帯施設
 - (3) 上記Ⅲ-1. のJICAを通じて供与される機材以外で、プロジェクト実施に必要な機械、装置、器具、車両、工具、補充部品及びその他の調達又は取替え
 - (4) 中華人民共和国内における公務出張に係る日本人専門家に対する交通の便宜及び北京市内及びプロジェクトに関係する省内の旅費
 - (5) 日本人専門家及びその家族に対する適当な家具付住居施設
2. 中華人民共和国政府は、中華人民共和国の現行法令に従い、次の経費を負担するために必要な措置をとる。
 - (1) 上記Ⅲ-1. に掲げる機材の中華人民共和国内における輸送、同様に据え付け、操作及び維持に必要な経費
 - (2) 上記Ⅲ-1. に掲げる機材に対する中華人民共和国内で課される関税、国内税及びその他の課徴金
 - (3) プロジェクトの実施に必要なすべての運営費

VII. プロジェクトの管理

1. 中華人民共和国政府衛生部は、プロジェクトの実施について全責任を負う。
2. 山東省衛生庁の長は、山東省におけるプロジェクトの管理及び運営について責任を負う。
3. 中国予防医学科学院院長は、全国のポリオ対策に関するラボラトリーサービスを強化するために必要とされる中国予防医学科学院におけるウイルス診断及びその関連の活動について責任を負う。
4. 日本人専門家は、中国人カウンターパートに対してプロジェクトの実施に関する技術指導及び助言を与える。

全す

全す

5. プロジェクトを成功裡に実施するため、付表Ⅶに掲げる機能及び構成による合同委員会を設置する。

Ⅷ. 日本人専門家に対する請求

中華人民共和国政府は、プロジェクトに従事する日本人専門家の中華人民共和国内における職務の遂行に起因し、その遂行中に発生し、又はその他その遂行に関連して日本人専門家に対する請求が生じた場合には、その請求に関する責任を負う。

ただし、日本人専門家の故意、又は重大な過失から生じた請求については、この限りでない。

Ⅸ. 相互協議

両政府は、この附属文書から又はそれに関連して生じるいかなる重要事項についても協議を行う。

Ⅹ. 協力期間

この附属文書に基づくプロジェクトの技術協力期間は、1991年12月4日より5年間とする。

和

7/20

付表I.

基本計画

1. 目的

本プロジェクトは、山東省においてポリオ対策のモデルシステムの開発に貢献し、また当該モデルを他の省に導入することにより、WHOの世界ポリオ根絶計画に則した中華人民共和国のポリオ根絶計画の実施に寄与する。

2. 協力分野

- (1) パイロット地域としての山東省におけるポリオ対策に関するサーベイランスシステムを強化する
- (2) 中国全土のラボラトリーサービスの向上のために、中国予防医学科学院におけるウイルス診断及びその関連の活動を強化する
- (3) 山東省及び河北省、河南省、安徽省、江蘇省の保健関係の人材を各種のポリオ対策研修コースを通じて研修する
- (4) ポリオ対策計画にかかる情報・教育・連絡分野の活動を強化する

3. 技術協力の実施

日本国政府は中華人民共和国政府と協力して両国が合意した年間実施計画に基づき日本人専門家の派遣、日本国における中華人民共和国の人材の研修及び機材供与を通じてプロジェクトを実施する。

プロジェクトの実施にあたりWHO、UNICEF及びその他の関係機関の世界ポリオ根絶計画・活動に特に留意する。

付表II.

日本人専門家

1. 首席顧問（チーフアドバイザー）
2. 調整員（コーディネーター）
3. 次に掲げる分野の専門家
 - (1) サーベイランス
 - (2) ウイルス学
 - (3) 臨床診断
4. 必要に応じ相互の合意に基づくその他関連分野の専門家

付表III.

特権、免除及び便宜

1. 中華人民共和国政府は、海外から送金される報酬に対して、又はそれに関連して課せられる所得税及びその他の課徴金を免除する。
2. 中華人民共和国政府は、日本人専門家及びその家族の持ち込む個人的使用品並びに業務に関連する機材に対して関税を免除する。
3. 中華人民共和国政府は、医療の便宜を提供する。

和

去

付表IV.

プロジェクトの実施に必要な機材

1. サーベイランス及びデータ解析機材
2. ラボラトリー機材
3. 視聴覚教育機材
4. 必要に応じ相互の合意に基づくその他関連分野の機材

付表V.

カウンターパート及び事務職員

1. プロジェクトの実施責任者
2. 日本人専門家に対するカウンターパートの分野
 - (1) 公衆衛生行政
 - (2) サーベイランス
 - (3) ウイルス学
 - (4) 臨床診断
 - (5) 必要に応じ相互の合意に基づくその他の分野
3. 事務及び秘書職員
 - (1) 秘書
 - (2) 事務員
 - (3) 通訳
 - (4) タイピスト
 - (5) 運転手
 - (6) 必要に応じ相互の合意に基づくその他の職員

手

手

付表VI.

土地、建物及び附帯施設

1. プロジェクトの実施に必要な十分な場所
2. 日本人専門家にかかる事務室および必要な施設
3. プロジェクト活動に必要な電気、ガス、上水道の供給、下水道、電話、備品等の施設
4. 必要に応じ相互の合意に基づくその他の施設

手印

fy

付表VII.

合 同 委 員 会

1. 機能

合同委員会は少なくとも年1回、及び必要が生じた時に開催され、次の機能を持つものとする。

- (1) 附属文書に基づき、暫定実施計画に沿ってプロジェクトの年次計画を策定する。
- (2) プロジェクトの技術協力プログラム全体の進捗及び上記の年次計画の達成に関する検討を行う。
- (3) プロジェクトの技術協力プログラムから生じる、又はプロジェクトの技術協力プログラムに関連する主要事項につき検討し、意見交換を行う。

2. 構成

(1) 委員長 中国衛生部外事司副司長

(2) 委員

中国側

- (a) 中国国家科学技術委員会国際科技合作司日本处处長
- (b) 中国衛生部衛生防疫司副司長
- (c) 山東省衛生庁副庁長
- (d) 中国予防医学科学院副院長
- (f) その他プロジェクトの関係者

日本側

- (a) 首席顧問
- (b) 調整員
- (c) その他の専門家
- (d) J I C A 中国事務所長
- (e) JICAよりプロジェクトのために、必要に応じて派遣される専門家及び関係者

(注) 在中国日本国大使館館員、及び WHO、UNICEFの代表は、合同委員会にオブザーバーとして出席することができる。

系

ポリオ対策プロジェクト
に関する暫定実施計画

日本側実施協議調査団（以下「調査団」という。）と中国側関係当局は、プロジェクトの暫定実施計画を別添の通り共同で作成した。

この暫定実施計画は、プロジェクトの実施に必要な予算が確保されていることを条件として、調査団と中国側関係者当局との間で、署名された討議議事録の附属文書に基づき策定された。ただし、本計画は、プロジェクトの実施段階において、必要が生じた場合、附属文書の枠内で変更されるものとする。

1991年12月4日北京で、ひとしく正文である日本語、中国語及び英語により本書2通を作成した。

解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

北 京 市

1991年12月 4日

糸井 克己

糸井 克己
実施協議調査団 団長
国際協力事業団
日本国

王 釗

王 釗
衛生防疫司副司長
衛生部
中華人民共和国

ポリオ対策プロジェクト協定実施計画

日本側会計年度 (4月～3月)	1991/92 456789 101112 123	1992/93 456789 101112 123	1993/94 456789 101112 123	1994/95 456789 101112 123	1995/96 456789 101112 123	1996/97 456789 101112 123
1. 日本人専門家の派遣		首席顧問				
		サーベランス				
		診断 (臨床診断、ウイルス学)				
		調整員				
2. 中国人研修員の 受入れ						
3. 機材供与						
4. 日本調査団の派遣		計画打合せ	巡回指導			評価

第2会計年度以降の研修員受入れ人数および分野については今後の協議によるものとする。

注：本計画は、両国政府において必要な予算措置がとられることを前提に暫定的に作成された。
本計画は、本プロジェクトの実施の過程で必要が生じた場合、討議議事録の枠内で変更される。

あ

系可

中华人民共和国政府有关部门与日本
实施协议调查团关于日本为控制
脊髓灰质炎项目进行技术合作的会谈纪要

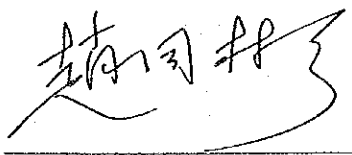
为与中华人民共和国商定有关控制脊灰项目技术合作计划的详细内容，由日本国际协力事业团(以下称JICA)组织的以厚生省大臣官房国际课国际协力室系井克己室长为团长的日本实施协议调查团(以下称调查团)于1991年11月28日至1991年12月6日，访问了中华人民共和国。

调查团在中华人民共和国期间，就两国政府为有效地实施上述项目所应采取的必要措施与中方有关部门交换了意见，并进行了一系列会谈。

会谈结果，双方同意将附件所列各事项分别提交各自政府。

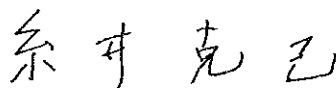
会谈纪要于1991年12月4日在北京签署，正本由中文、日文、英文三种文字写成，一式二份。三种文本具有相同效力。如在解释上遇有分歧时，以英文文本为准。

一九九一年十二月四日于北京



中华人民共和国
卫生部外事司 副司长

赵同彬



日本国际协力事业团
实施协议调查团 团长

系井克己

附 件

I、两国政府间的合作

1、中华人民共和国政府和日本国政府为实现世界卫生组织所提出的在全球消灭脊髓灰质炎为目标的计划，并为中国政府实施该计划做出贡献，互相合作实施山东省有关控制脊灰项目。

2、该项目按附录I的基本计划实施。

II、日本专家的派遣

1、根据日本国的现行法律及规定，按照日本国派遣日方专家正常手续，通过JICA采取必要措施，由日方负担费用提供附录II所列的日方专家的服务。

2、上述1项所提日方专家及其家属在中国可准予享受附录III所列的优惠、免税及福利。日本专家所享受的优惠、免税和福利应不低于在中国执行同样任务的第三国专家或国际机构的专家。

III、仪器与设备的提供

1、根据日本国现行的法律和规定，按照日本国技术合作计划的正常手续，由日方负担费用，通过JICA采取必要措施，向中方提供附录IV所列的该项目必需的仪器、设备(以下称“器材”)。

2、上述1项所指“器材”，在入境口岸或机场接到岸价格交付中方有关部门时，即属于中方财产。这些器材在与附录II所列的日方专家的协商下，只限于实施该项目之用。

IV、中方人员在日培训

1、根据日本国现行的法律和规定，按照日本国政府技术合作的正常手续，由日方负担费用，通过JICA采取必要措施，接受与该项目有关的中方人员在日本进行技术培训。

2、中国政府通过有关部门采取必要措施，保证中方人员在日本进修所获得的知识和经验有效地应用于该项目的实施。

V、日本国政府应采取的特别措施

1、为顺利地实施该项目，根据日本国现行的法律和规定，日本国政府通过JICA采取必要措施，向中国提供为在中国培训中坚技术人员所需的如下部分经费：

- (1) 进修人员往返培训地的旅费。
- (2) 编写教材费。
- (3) 进修人员“进修旅行”旅费。
- (4) 购置培训所必需的物品及器材费。
- (5) 导师陪同进修人员“进修旅行”旅费。
- (6) 支付非直接项目单位导师的酬金。

2、上述所列经费援助将逐年削减，削减部分将由中方补足。

VI、中国政府应采取的措施

1、根据中国的现行法律和规章，中国政府应采取必要的措施，并负担费用提供下列条件。

- (1) 附录V所列的中方合作人员及管理人員的服务。
- (2) 附录VI所列的土地、建筑物和附属设施。
- (3) 除上述III—1项JICA提供的器材之外，筹集或更换为实施该项目所需的仪器、设备、器材、车辆、工具备件和其它物品。
- (4) 日方专家因公出差时，在北京市内或在与项目有关的省内的交通条件和旅费。
- (5) 日方专家及其家属所需的备有适当家具的住房条件。

2、根据中国政府的现行法律和规章，中国政府应采取必要的措施，负担以下经费。

- (1) 上述III—1项中所列器材在中国境内运输、安装、操作和维修所需费用。
- (2) 上述III—1项中所列器材在中国境内征收的关税、国内税和其它费用。
- (3) 为实施该项目所必须的所有运转经费。

VII、项目的管理

- 1、中国卫生部对该项目实施负全部责任。
- 2、山东省卫生厅厅长负责该项目在山东的行政和管理。
- 3、中国预防医学科学院院长负责有关为加强全国控制脊灰实验室服务所必需的病毒诊断能力及其有关活动。
- 4、日方专家对中方共事人员进行有关项目的技术指导和咨询。
- 5、为成功地实施该项目，成立由附录VII所述的职能与构成的协调委员会。

La

年

VIII、对日方专家提出的索赔要求

日本专家在中国境内由于执行任务或在执行任务过程中，或与执行任务有关的过程中，发生有关他们提出索赔要求时，中国政府对该索赔要求负全部责任。但如果是因为日方专家的故意行为或重大过失而引起者，则不在此限。

IX、相互协商

两国政府对由本附件产生的或与本附件有关的重要问题都要进行相互协商。

X、合作期限

以本附件为依据的该项目的技术合作期限，自1991年12月4日起，为期5年。

附录I、基本计划

1、目的：

该项目旨在山东省建立控制脊灰系统样板，并将此样板介绍到其它省份做出贡献，进而为中国政府实施的根据WHO全球消灭脊灰计划制订的在全国消灭脊灰项目做出贡献。

2、合作领域

(1) 加强作为样板地区山东省的脊灰控制监测系统工作。

(2) 加强中国预防医学科学院为提高全国实验室服务质量而进行的病毒诊断及与其有关活动。

(3) 通过举办各种形式的“脊灰控制培训班”来培养河北、河南、安徽、江苏等省的卫生防疫工作人员。

(4) 加强控制脊灰计划工作所需要的信息、教育和交流等活动。

3、技术合作的实施

根据双方同意的年度实施计划，日本国政府将与中国政府合作，通过派遣日方专家、接受中方人员在日本进修以及提供器材开展项目工作。

在执行本项目过程中应特别注意WHO和UNICEF以及有关部门的全球消灭脊灰的计划和活动。

附录II、日本专家

- 1、首席顾问
- 2、协调员
- 3、以下领域的专家
 - (1) 监测
 - (2) 病毒学
 - (3) 临床诊断
- 4、 根据需要双方一致同意派遣的其它有关领域的专家

附录III、优惠、免税和福利条件

1、 中国政府将免征对境外汇入的生活津贴的所得税以及与其有关的可能征收的其它税金。

2、 中国政府对日本专家及其家属带入的个人用品和与业务有关的器材免征关税。

3、 中国政府提供医疗方便条件。

附录IV、实施项目所必需的器材

- 1、监测和数据分析设备
- 2、实验室设备
- 3、视听教学设备
- 4、其它双方一致认为必要的器材

附录V、共事人员及行政人员

- 1、项目负责人
- 2、在以下领域的合作人员：
 - (1) 公共卫生管理
 - (2) 监测
 - (3) 病毒学
 - (4) 临床诊断
 - (5) 双方一致同意的其它领域的必需人员
- 3、行政人员：
 - (1) 秘书
 - (2) 办事员
 - (3) 翻译
 - (4) 打字员
 - (5) 司机
 - (6) 双方一致同意的其它必要的辅助人员

李

系可

附录VI、土地、建筑物及附属设施

- 1、执行项目所必需的足够场所
- 2、日方专家的办公室和必要设施
- 3、执行项目所必需的电力、煤气、上下水道、电话、备用品等设施
- 4、双方一致同意的其它必要设施

手

系

附录VII、协调委员会

1、职能

协调委员会每年至少召开一次会议，并在必要时召开会议，它具有如下职能：

(1) 根据本附件，按照暂行实施计划制定该项目的年度计划

(2) 对该项目的总体进展和上述年度计划的完成情况进行研讨

(3) 对由该项目产生的或与该项目有关的主要问题进行研究并交换意见。

2、构成

(1) 卫生部外事司副司长

(2) 委员

中方：

(1) 中国国家科学技术委员会国际科学技术合作司日本处处长

卫生部代表：

(2) 卫生部卫生防疫司副司长

(3) 山东省卫生厅副厅长

(4) 中国预防医学科学院副院长

(5) 其它项目有关人员

日方：

(1) 首席顾问

(2) 协调员

(3) 其他专家

(4) JICA中国事务所所长

(5) 根据需要由JICA派遣其他专家和人员

注：日本使馆官员和WHO、UNICEF代表可作为观察员参加联合协调委员会会议。

24

系7

控制脊灰项目暂行实施计划

中国方面有关部门与日本实施协议调查团(以下简称调查团)共同制定该项目的暂行实施计划。

该暂行实施计划是以确保实施该项目的必要预算为前提条件,并依据中方有关部门与调查团共同签署的会谈纪要附件而制定的。本计划在该项目的实施过程中,必要时可在附件范围内变更。

本计划于1991年12月4日于北京签署,用中文、日文、英文写成,一式二份,三种文本具有同等效力。如在解释上遇有分歧时以英文文本为准。

1991年12月4日于北京

王 钊

中华人民共和国
卫生部卫生防疫司 副司长
王 钊

系 井 克 己

日本国际协力事业团
实施协议调查团 团长
系井克己

控制脊髓灰质炎项目暂行实施计划

日本财政年度 (4月-3月)	1991, 92 456789 10 11 12 1 2 3	1992, 93 456789 10 11 12 1 2 3	1993, 94 456789 10 11 12 1 2 3	1994, 95 456789 10 11 12 1 2 3	1995, 96 456789 10 11 12 1 2 3	1996, 97 456789 10 11 12 1 2 3
向中国派遣 日本专家		首席顾问				
		调查监测				
		协调员	诊断	(临床和流行病学)		
中方人员在日本 受训						
提供仪器设备						
向中国派遣日本 调查团		计划与协商	咨询			联合评价

注：本表是暂定性的，是以双方都能得到必要预算为前提。
在项目实施过程中，如有必要，此表可在会谈纪要规定的范围内进行修改。

57

ポリオ対策プロジェクトのための

技術協力に関する討議議事録覚書

日本側実施協議調査団と中国衛生部は、相互に合意し、ポリオ対策プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）のための技術協力に関する討議議事録（以下「R/D」という。）に署名した。

以下に、R/Dに規定されたいくつかの特定の事項を明確化するために双方により合意された内容を記録する。

1. R/D付表III 2. にいう「個人的使用品」には日本人専門家及びその家族が個人的に使用するため海外より持ち込むことのある家財道具が含まれる。
2. R/D付表III 2. にいう「業務に関連する機材」には、日本人専門家及びその家族により使用される一家族当たり1台の自動車が含まれる。
3. R/D附属文書のVI-1 (5)に述べられている「適当な家具付き住宅施設」について、中国側は日本人専門家に対し適切な宿舎を提供する用意があること、なかでも長期専門家のためには炊事施設を具備した宿舎を提供する用意がある旨表明した。

また、中国側は、宿泊費について下記（1）、（2）の通り表明した。

（1）短期専門家の宿泊費は、専門家の自己負担とする。ただし、中国側実施機関がゲストハウス（ホテルを除く）を宿舎として提供する場合は、その宿泊費が一日当たり160元を越える場合にあっては、その越える金額を中国側が負担する。

（2）長期専門家（家族を含む）の宿泊費は、専門家の自己負担とする。ただし、専門家が中国側実施機関の提供する宿舎（ホテルを除く）を使用し、その宿泊費が、国際協力事業団が専門家に支給する住居手当を越えることになる場合にあっては、その越える金額を中国側が負担する。

他方日本側は、長期専門家を派遣する際、当該専門家の中国における住居手当の上限を中国側に提示する旨表明した。また、中国側の宿舎提供に感謝するものの、当該専門家の入居については、原則として専門家の選択意志を尊重する旨、双方が確認した。

AG

4. 本プロジェクト用の本部事務室を、北京の中国予防医学科学院内に設置する旨双方が確認した。
5. R/D付表I-2.(2)に述べられている中国予防医学科学院における日本人専門家による技術協力の業務範囲は、ポリオウイルスの分離、同定及び血清学的型内鑑別試験を行うこととする旨双方が確認した。
6. 本プロジェクトで採取されたウイルス診断用の検体のうち、中国国内では診断が困難と認められるものについては、WHOの定めた方針に従い、また、中国の関係法令に従い、中国側が必要な手続きをとった上で、右検体を中国予防医学科学院から日本の国立予防衛生研究所に送付し、所要の診断を行う必要性を、双方が確認した。
7. R/D附属文書のVI-1.(4)に述べられている「プロジェクトに関係する省内の旅費」は、都市間の移動にかかる経費を含まない旨双方が確認した。

北 京 市

1991年12月 4日

糸井 克己

糸井 克己

実施協議調査団 団長

国際協力事業団

日本国

趙同彬

趙 同彬

外事司 副司長

衛生部

中華人民共和國

关于控制脊髓灰质炎项目 技术合作会谈纪要的备忘录

中国卫生部与日本实施协议调查团，就有关控制脊髓灰质炎项目(以下简称项目)技术合作事宜达成一致协议，签署了会谈纪要(以下简称R/D)。

为阐明R/D规定的特定事项，双方同意如下内容。

1、R/D附录I I I —2 中的“个人用品”包括日方专家从国外带入供自己使用的家具什物。

2、R/D附录I I I —2 中的“与业务有关的仪器和设备”包括日方专家及家属供自己使用的汽车，平均每家一辆。

3、R/D附件中的VI —1 .(5) 所讲的“备有适当家具的住房设施”包括中方为日方专家提供的适当住房，尤其是为长期专家提供备有自炊条件的住房，另有关住宿费用如下述(1) .(2) 所示。

(1) 短期专家住宿费由专家自理，但如果中方实施部门提供的住房(不包括宾馆)房费平均每天超过160元，则其超过部分由中方负担。

(2) 长期专家(包括家属)的住宿费自理，但如果专家使用中方实施部门提供的住房(不包括宾馆)时，费用超过国际协力事业团付给专家的住房津贴时，其超过部分由中方负担。

另外日方表明：派长期专家时，向中方表示该专家在中国住宿费的上限金额，并感谢中方提供宿舍，至于专家是否居住，双方同意原则上尊重专家的意愿。

1/30

2/11

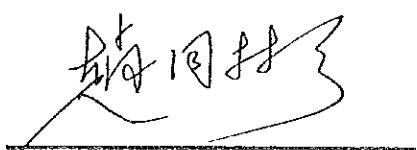
4、双方同意在北京中国预防医学科学院内设立本项目的办公室。

5、R/D附录1—2.(2)中所说的“在中国预防医学科学院日方专家进行技术合作的工作范围为脊灰病毒分离鉴定及血清学分型鉴别试验。

6、双方同意，为该项目所采集的脊灰病毒检验标本，在中国国内难以确诊时，将根据WHO的方针，按照中方有关规定履行必要手续后，从中国预防医学科学院带到日本国立预防卫生研究所进行必要的诊断。

7、双方确认，R/D附件VI—1—(4)所写的“有关项目的省内旅费”，不包括城市间交通费。

一九九一年十二月四日于北京



中华人民共和国
卫生部外事司 副司长
赵同彬



日本国际协力事业团
实施协议调查团 团长
系井克己

コンタクトミッション報告書

(1991.10.31)

1991年9月9日
国際協力事業団
医療協力部

中国ポリオ対策プロジェクト コンタクトミッション派遣報告

1. コンタクトミッション派遣概要

(1) 派遣の経緯と目的

1988年5月のWHO総会にて「2000年までにポリオ根絶」が決議され、WHOは日本政府に対し支援をもとめてきた。

わが方は感染症対策事業の一環として1990年11月から中国に対し長期専門家2名を派遣中である。

また、昨年度予算で約7,000万円の機材を供与した。

一方、感染症対策事業の強化およびマルチバイ協力の拡大のために対中国ポリオ対策事業をプロジェクト方式技術協力による協力案件とすべく、本年度において事前調査および実施協議予算を確保している。

また、本年度の対中国年次協議（4月19日）において、わが方が本件を取り上げる用意がある旨オファーしたところ、7月に中国政府はプロジェクト方式技術協力の正式要請を提出越した。

しかしながら、その要請内容は多岐にわたり、また対象地域も広範囲となっており、さらに現行協力との関係等中国側関係機関と調整すべき点が多々あるため、事前調査の前にコンタクトミッションを派遣することとなったものである。

本ミッションは、中国側要請の背景、内容、実施体制、および現行協力との関係等についての調査、意見交換と調整を行うことを目的に派遣された。

(2) 調査団構成

中川和夫	JICA医療協力部医療特別業務室長
佐藤三郎	外務省経済協力局技術協力課事務官
北島智子	厚生省大臣官房国際課国際協力室室長補佐

(3) 調査日程

派遣期間：1991（平成3）年8月19日～23日

月 日	内 容
8月19日 (月)	14:15 北京着 (JL781) 16:00 日本大使館打ち合わせ 17:00 JICA中国事務所打ち合わせ
20日 (火)	8:30 UNICEF・WHOとの意見交換 (於JICA事務所) 10:00 衛生部と協議 13:30 国家科学技術委員会と協議 18:30 WHO/WPRO尾身氏、千葉専門家と意見交換
21日 (水)	9:00 中国予防医学科学院視察 13:30 衛生部と協議 16:00 国家科学技術委員会と協議 19:40 北京発 (MU5125) 20:50 済南着
22日 (木)	9:00 山東省衛生庁と協議 18:00 22:26 済南発 (鉄道)
23日 (金)	7:13 北京着 10:00 中国事務所報告 11:00 大使館報告 16:00 北京発 (JL782)

2. コンタクトミッション確認事項

(1) 山東省以外の対象地域（省境が接している安徽、河南、河北および江蘇各省）における具体的協力内容

また、省境を接していない湖北省が対象地域に含まれている理由

(2) 中国予防医学科学院の概要（組織、人員、予算、事業内容等）

同院と各省との行政上の関係

(3) 中央と地方の検査体制

(4) 山東省の監視センターの位置づけ（中央と他の対象省との関係等）

(5) 同センターの設置計画（場所、施設、人員、予算等）

(6) 日本側専門家の分野、および配属先

(7) 研修員受入分野および人数

(8) 供与機材内容

(9) 現行協力との関係（派遣中専門家の後任、延長および業務内容）

3. 調査結果要旨および提言

(1) 協力対象地域

中国側は、1995年までにポリオ根絶の目標を達成するためには、できるだけ多くのエリアをカバーしてもらいたいとして、山東省に加え、安徽、河南、河北、江蘇、湖北の5省を協力対象地域として含めることを主張（中国のポリオ発症の約70%がこれら6省から発生している由）したが、わが方としては、予算の制約や専門家の確保の困難さなどを考慮した場合、山東省を拠点（モデル地域）としたプロジェクトとする方が望ましく、少なくともプロジェクトの初期段階は山東省を中心に専門家派遣、機材供与、および研修員受入れを行う。

ただ、プロジェクトを運営していくなかで、域内研修のために周辺の5省から関係者と呼んでセミナー等を開催することは可能だろうと説明したところ、先方はわが方の考えを了承した。

なお、国家科技委張慧春日本担当課長は、研修員受入れについて、1995年までは時間もなく、多くの人材を養成する観点から山東省のみでなく、他の5省からも研修員を受入れることを考慮して欲しい旨強く主張し、わが方からは受入れ枠などの関係から困難な旨説明したが、先方は今後衛生部とも調整する必要があるとして、本件は継続協議事項とさせてもらいたい旨述べた。

(2) 中国予防医学科学院（北京）

中国側は、国家レベルにおけるポリオ対策の監督、運営等の機能強化をはかるため本科学院所属のEPI技術指導センターへの技術協力を求めているが、本ミッションは本科学院の病毒学研究所、および統計、情報部門を見学するとともに参考資料を収集した。

先方の説明によれば、本科学院は米国のCDCに相当するもので、8つの関連研究所を持ち、予防医学分野の研究活動、人材養成、および全国の衛生・防疫に係る行政指導を行うとともに、月ごとに全国の疫学情報を収集、整理して中央政府（衛生部）や地方機関への情報提供を行っている由。

本科学院で行っている業務の内容は研究所、および統計部門ともに高度なものであると思われた。

(3) 山東省国立ポリオ根絶監視センター

中国側に対し、本件は新しく施設を建設するものかどうか確認したところ、先方は、施設は既存のものを使う計画であり、日本側には専門家の派遣と機材供与をお願いしたい旨述べた。

また、中国側の要請書では監視センターという名称が使われているが、内容は人材の訓練センターを目指しているものである由。

ただ、中国側ではまだ本件の構想の詳細について十分に詰まっていないことが判明した。

(4) 専門家・研修員・機材

中国側の要望

ア. 長期専門家としては疫病感染症の専門家を中心に欲しい。

短期専門家としては検査技術の指導等実験室関係者、臨床の専門家、およびセミナーへの講師派遣を希望する。

イ. 研修員については、行政管理、実験室関係者を希望する。

ウ. 機材については、顕微鏡、実験室器具等、冷蔵施設付き車輛、大型冷（凍）蔵庫、およびワクチンを希望する。（わが方より、大量のワクチンの供与はJICAのチーム上、対応困難な旨説明し、先方は右を了承した。）

(5) その他中国政府関係者およびWHO専門家の意見

ア. 中国政府衛生部の幹部（衛生防疫局長、および外事局次長）は、中国の第8次5ヵ年計画には、予防医学を中心にやるということが書かれており、ポリオ対策は、まさにこの国家計画にそうものである。

中国側としてもできるだけ努力はするが、約12億の人口を抱え、中国自身の努力だけでは1995年までのポリオ根絶の目標達成は困難であり、日本をはじめ国際社会の協力を得たい旨強調した。

イ. WHO専門家は次のとおり述べた。

中国のポリオ対策における大きな問題は、(ア) ワクチンの不足、(イ) ワクチン等の輸送手段の不足、(ウ) コールドチェーン（ワクチン貯蔵施設）の不足の3つであり、中でもワクチンの不足が大変深刻である。

現在中国では、2億ドーズのポリオワクチンが自国生産されているが、新生児に対する定期投与分として1.5億ドーズが必要であり、さらに「1人っ子政策」によって発生している未登録児（これがポリオ発症の重大な原因となっている由）をもカバーするためのワクチンの一斉投与計画にはさらに2.5億ドーズのポリオワクチンが必要とされている。

しかし、この一斉投与分のワクチンをどこから確保するかが目途がたっていないのが現状である。

（わが方より、未登録児がいたらポリオ根絶など不可能なのではないかとしたのに対し）未登録児の問題は重大であるが、これらの未登録児をも含めたワクチンの一斉投与によりポリオを根絶することは戦略的には可能である。

だが、それを実現するためのワクチン確保等の財源の手当てができていない。

ウ. これに対し、わが方よりは、JICAの技術協力のスキームでは、ワクチンへの対応は困難であるが、日本としては、中国のポリオ対策に対して山東省を中心とした、本件プロジェクト方式技術協力によるポリオ対策プロジェクトを通じてサーベイランス活動の強化、人材養成の分野で貢献したい旨説明した。

これに対し、中国側は、わが方の考え方に理解を示し、ポリオ対策に係る人材養成等の面で日本の貢献を期待する旨述べた。

(6) 提言

1995年までに中国からポリオを根絶するという目標に向けての中国側の意気込みは相当強いものがあり、本件プロジェクトを通じた日本側の協力に対する中国政府の期待は大変大きい。

については、今回のコンタクトミッションの調査結果を踏まえ、事前調査団等の派遣につき、本件プロジェクトの早期実現に向け前向きな検討をお願いします。

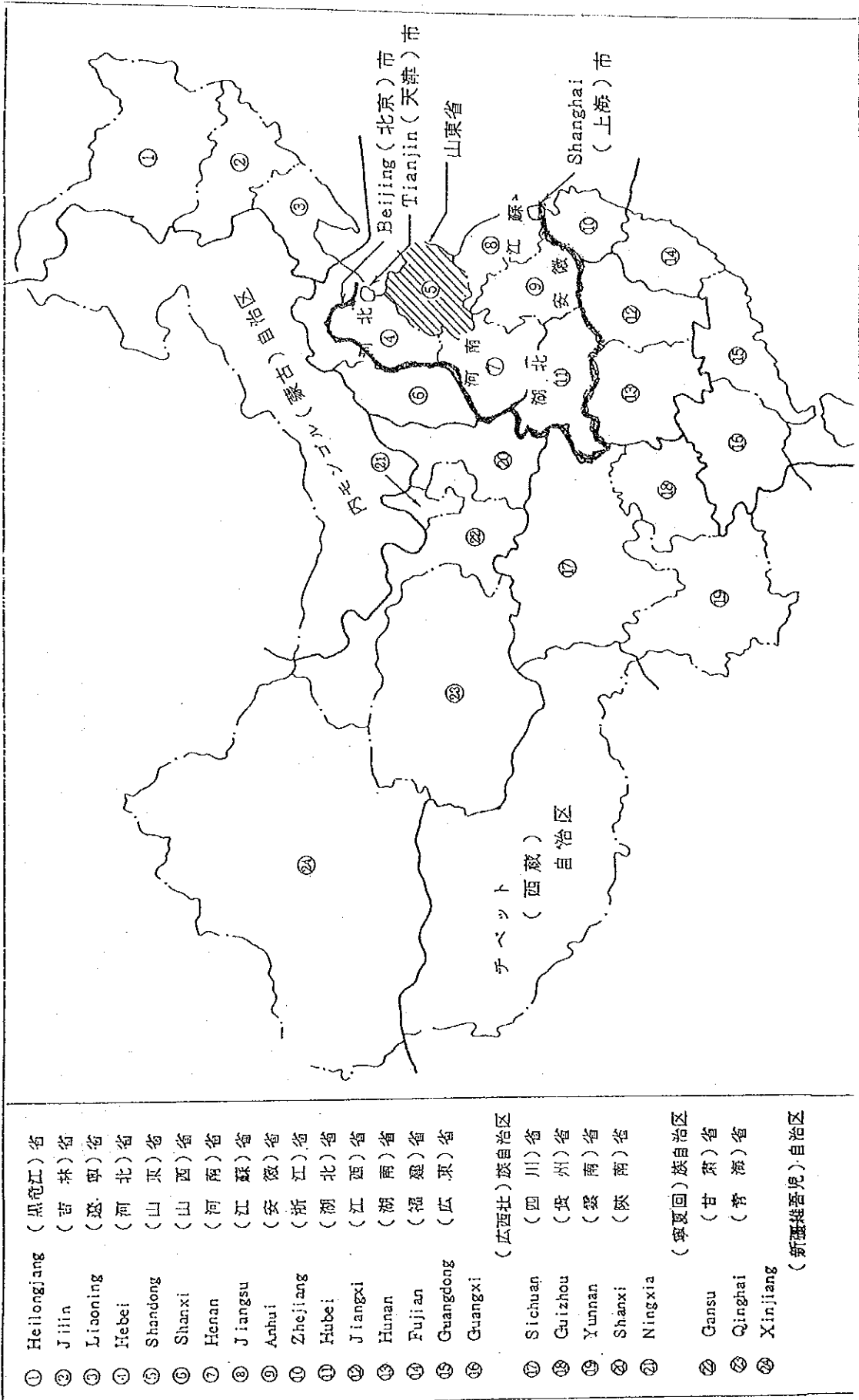
4. 対処方針

- (1) 本コンタクトミッションの協議結果を踏まえ、可能ならば本年10月に事前調査を行い、同12月に実施協議調査団を派遣し、R/Dを締結することとしたい。

協力開始は1992年1月から可能な限り早い時期よりとする。

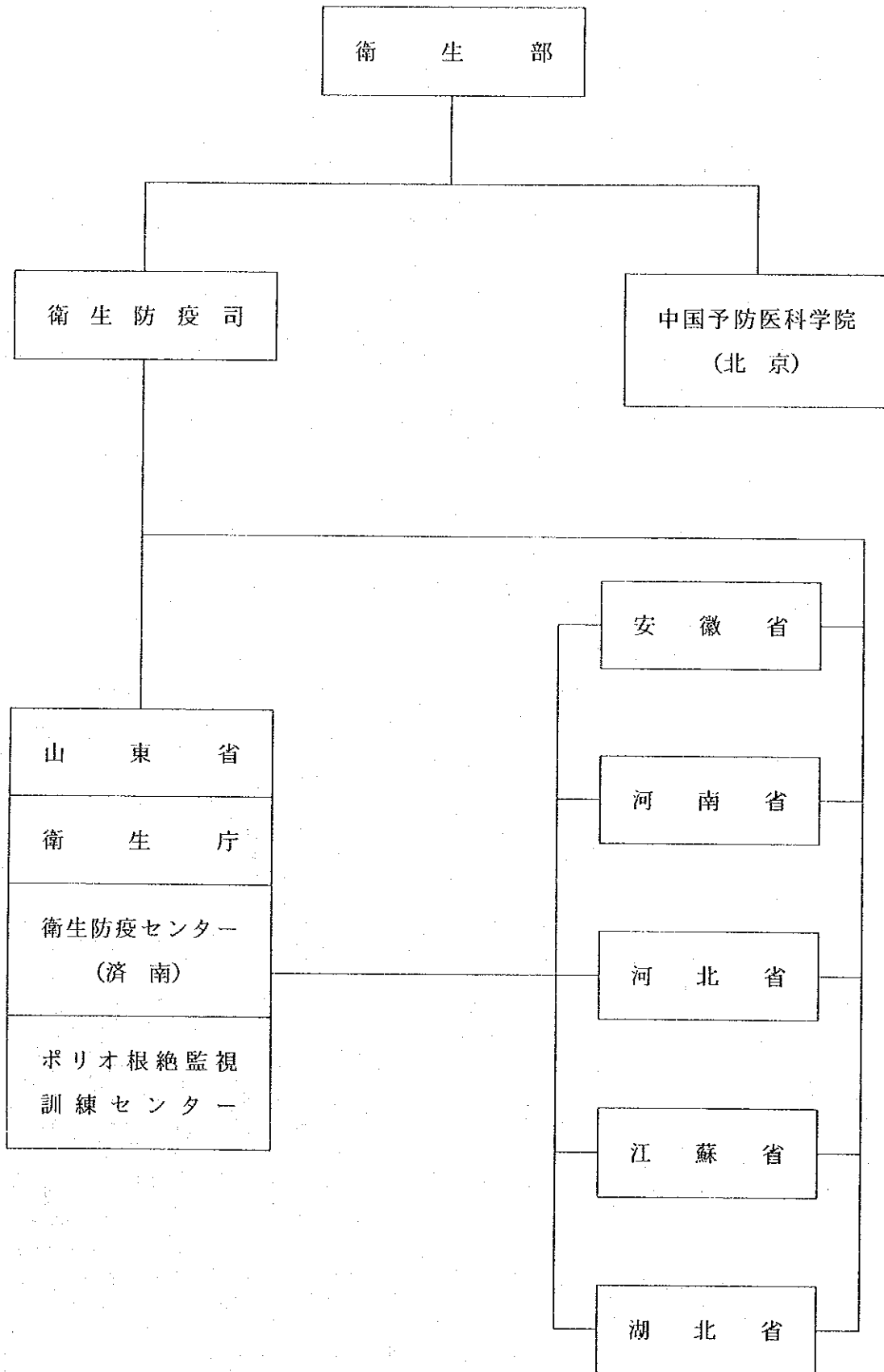
- (2) 現在派遣中の長期専門家2名については現行派遣期間（本年11月まで）を延長、ないし後任の派遣により、プロ技協へと継続させる。

中国行政区划分



- ① Heilongjiang (黑龙江)省
- ② Jilin (吉林)省
- ③ Liaoning (辽宁)省
- ④ Hebei (河北)省
- ⑤ Shandong (山东)省
- ⑥ Shanxi (山西)省
- ⑦ Henan (河南)省
- ⑧ Jiangsu (江苏)省
- ⑨ Anhui (安徽)省
- ⑩ Zhejiang (浙江)省
- ⑪ Hubei (湖北)省
- ⑫ Jiangxi (江西)省
- ⑬ Hunan (湖南)省
- ⑭ Fujian (福建)省
- ⑮ Guangdong (广东)省
- ⑯ Guangxi (广西)壮族自治区
- ⑰ Sichuan (四川)省
- ⑱ Guizhou (贵州)省
- ⑲ Yunnan (云南)省
- ⑳ Shanxi (陕西)省
- ㉑ Ningxia (宁夏回族自治区)
- ㉒ Gansu (甘肃)省
- ㉓ Qinghai (青海)省
- ㉔ Xinjiang (新疆维吾尔自治区)

プロジェクト実施体制概念図



中国ポリオ対策プロジェクト形成計画

1990 年	1991 年	1992 年
<p><現行協力> 4月 コンタクト ミッション 7月 専門家チーム 11月 専門家派遣</p>	<p>千葉専門家 11月</p>	
<p>機材供与 7,000万円</p>	<p>浦部専門家</p>	
	<p>機材供与 4,000万円</p>	
	<p>研修員受入</p>	
<p><プロ技協></p>	<p>8月 コンタクト ミッション 10月 事前調査 12月 実施協議</p>	<p>1月～協力開始 プロ技協による機材供与 および研修員受入は 1992年4月以降</p>

別 添 資 料

1. 面談者リスト

(1) 衛生部 (Ministry of Public Health)

- Dr. DAI Director, Dept. of Epidemic Prevention
- Dr. ZHAO Tong Bin Deputy Director, Dept. of Foreign Affairs
- Dr. YANG Bao Ping Chief, Div. of EPI, Dept. of Epidemic Prevention
- Ms. MU Ying Ying Deputy Chief, Div. of Liaison, Dept. of Foreign Affairs

(2) 中国予防医学科学院 (Chinese Academy of Preventive Medicine)

- Dr. CHEN Chung Ming President
- Dr. WANG Ke An Vice President
- Dr. ZHANG Li Bi Chief, Centre Laboratory of Viral Diagnosis

(3) 山東省人民政府 (Shandong Provincial People's Government)

- Mr. WANG Ke San Deputy Secretary General

(4) 山東省衛生庁 (Shandong Provincial Health Bureau)

- Mr. GAO Chuan Tang Vice President
- Dr. CHEN Shao Chen Deputy Director, Anti-Epidemic Division
- Dr. ZHAO Shi Li Head, Shandong Provincial Anti-epidemic Station and Environmental Monitor Station
- Mr. DENG Shu Cai Section Chief, Foreign Affairs Office

(5) WHO

- Dr. Shigeru Omi WPRO, Manila
- Mr. Mauno Erikkala Technical Officer, BPI Office,
WHO Representative Office for China
- Dr. Mac Otten Consultant, WHO Representative Office

(6) UNICEF

- Dr. Guo Mei UNICEF Representative Office for China

(7) 日本大使館

岡田太造二等書記官

(8) 国際協力事業団中国事務所

三浦敏一所長

藤谷浩至所員

2. 要請書要旨 (仮訳)

1991年7月12日

1. プロジェクト名 ポリオ根絶計画
2. 要請機関 中国政府衛生部
3. 実施機関 衛生部衛生防疫司 (局)
4. 対象地域および関係機関 山東、安徽、河南、河北、江蘇、湖北の6省
 衛生部中国予防医学科学院 (北京)

5. 背景

1982年より中国政府はE P Iの促進を指導しており、1985年には第7次国家社会経済開発5ヵ年計画の一目標として取上げられた。

しかしながら、流行縮少傾向にあったポリオの発生は1989年には4,623例と大流行した。

この内57%は江蘇、安徽、河南、山東、河北の各省で発生した。

6. 協力目的

- (1) 国家レベル (中国予防医学科学院) におけるポリオ対策に係る監督、監視および行政能力の向上
- (2) 山東省における監視センターの設置
- (3) 6省におけるポリオ対策に係る監督、監視、行政および検査能力の強化
- (4) ワクチンの保存および輸送能力の向上
- (5) 地域における広報、および動員活動の実施

7. 協力期間

5ヵ年 (1991年～95年)

8. 協力内容

(1) 専門家派遣

ア. 長期 2名 (年)

イ. 短期 2名 (年)

(2) 研修員受入

ア. 国家レベル 8名 (年)

イ. 省レベル 2名 (年)

(3) 機材供与

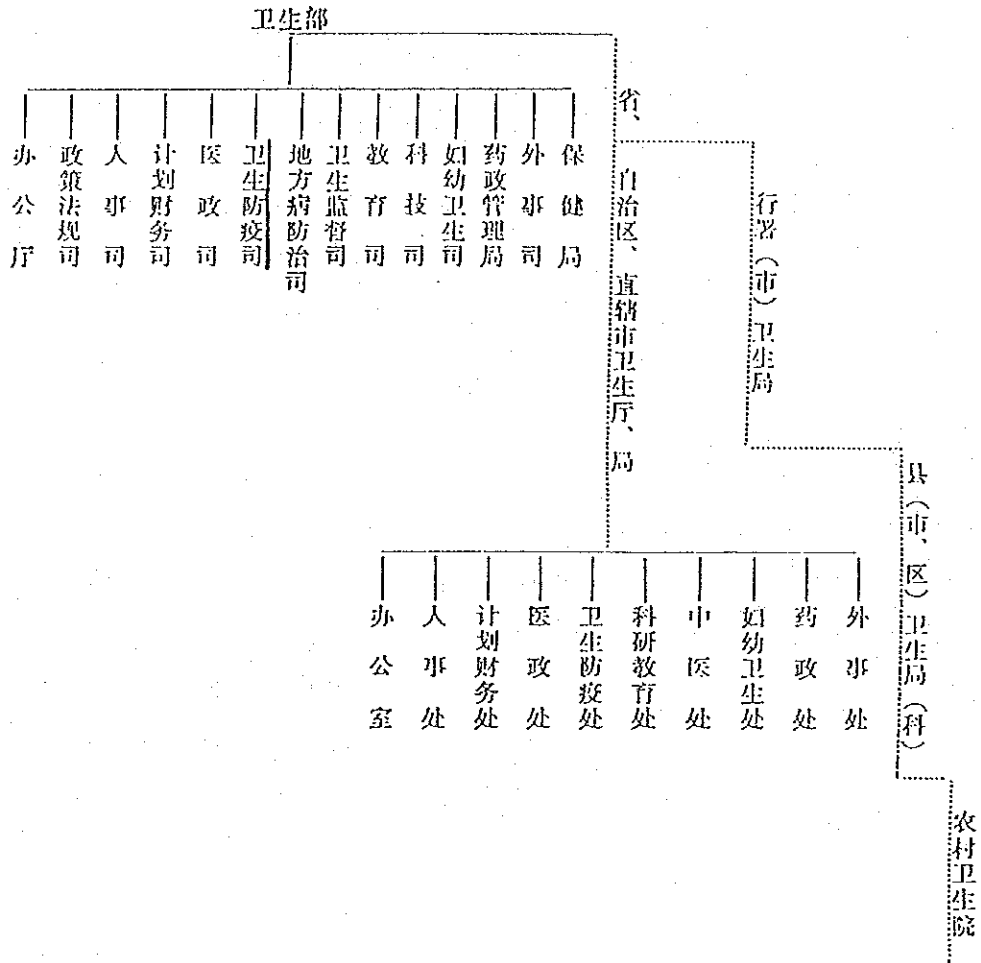
ア. コールドチェーン (車両)

イ. 検査・訓練用機材

ウ. 視聴覚機材

卫生行政组织系统

(1989年1月)



STAGING OF PROVINCES AND AUTONOMOUS REGIONS

Province	1987 Popn. (mill)	1988 OPV3 Covge.	1986		1987		1988		1989
			Case rate	Case rate	Case rate	Case rate	Case		
Stage A									
Beijing	9.88	100.0	0	0	0	0	0	0	3
Stage B									
Shanghai	12.49	99.8	0	0	1	.008	0	0	0
Jilin	23.26	99.8	10	.044	0	0	2	.009	8
Inner Mongolia	20.39	93.4	25	.010	0	.005	0	0	0
Shanxi	26.55	97.7	2	.007	0	0	0	0	39
Hubei	50.00	92.4	7	.014	9	.018	8	.016	87
Ningxia	4.35	96.4	0	0	0	0	3	.069	0
Jiangxi	34.00	98.2	2	.012	4	.011	1	.003	533
Liaoning	37.50	99.1	15	.039	7	.019	4	.011	13
Hunan	56.80	99.2	19	.044	6	.010	2	.004	73
Tianjin	8.72	99.5	3	.038	7	.086	14	.161	4
Stage C									
Zhejiang	41.20	98.9	198	.480	21	.052	9	.022	71
Sichuan	104.58	92.1	92	.014	34	.033	20	.019	8
Jiangsu	63.09	99.4	10	.016	14	.022	1	.002	779
Henan	79.33	97.3	72	.006	33	.042	110	.139	490
Gansu	21.03	99.5	5	.025	5	.024	8	.038	122
Fujian	28.00	97.6	12	.042	8	.029	41	.146	347
Shanxi	30.88	91.1	17	.062	21	.069	26	.084	270
Xinjiang	14.06	86.3	1293	.122	19	.139	13	.092	3
Guangxi	40.16	97.4	0	3.22	312	.811	27	.067	48
Qinghai	4.17	94.4	0	0	20	.490	0	0	0
Hainan	5.23	98.8	--	--	--	--	6	.115	233
Hebei	56.80	92.3	4	.007	7	.012	61	.107	161
Heilongjiang	33.77	98.9	14	.042	27	.081	12	.036	4
Tibet	2.08	54.0	20	.950	13	.650	3	.144	0
Inner Mongolia	52.87	90.5	25	.048	48	.660	24	.045	641
Yunnan	35.13	88.1	109	.310	122	.358	18	.051	7
Shandong	76.60	94.6	15	.094	71	.092	223	.291	484
Guangdong	64.47	98.7	19	.143	156	.250	18	.028	130
Guizhou	30.51	81.9	4	.063	3	.010	13	.043	65
Total	1067.90	95.0	1992	.186	939	.088	667	.062	4623

中国行政单位 (1987年)

省/直辖市/自治区 Province / Municipality / Autonomous Region	地区数 Number of Prefecture	县数 Number of County	区数 Number of District under City
北京市 Beijing		8	10
天津市 Tianjin		5	13
河北省 Hebei	18	140	36
山西省 Shanxi	11	101	17
内蒙古自治区 Inner Mongolia	12	84	16
辽宁省 Liaoning	13	45	55
吉林省 Jilin	8	41	18
黑龙江省 Heilongjiang	14	69	63
上海市 Shanghai		10	12
江苏省 Jiangsu	11	64	42
浙江省 Zhejiang	11	67	22
安徽省 Anhui	16	72	35
福建省 Fujian	9	64	17
江西省 Jiangxi	11	83	17
山东省 Shangdong	15	101	33
河南省 Henan	17	117	40
湖北省 Hubei	15	71	27
湖南省 Hunan	13	98	24
广东省 Guangdong	15	99	27
广西壮族自治区 Guangxi	13	83	21
四川省 Sichuan	20	182	31
贵州省 Guizhou	9	81	6
云南省 Yunnan	17	123	4
西藏自治区 Tibet	7	77	1
陕西省 Shanxi	10	93	14
甘肃省 Gansu	13	75	10
青海省 Qinghai	8	38	4
宁夏回族自治区 Ningxia	4	18	6
新疆维吾尔自治区 Xinjiang	15	85	11
(海南省 Hainan)	—	—	—
計	326	2194	632

山東省ポリオ根絶活動の概況

一、基本的状況

山東省は中国東部沿岸に位置し、黄河の下流にあり、河北、河南、安徽、江蘇各省に接し、面積は15.67万km²で、平野はその内の55%を占め、丘陵14.9%、山地20%、湿地9%、湖沼1.1%である。

全省には16市（地）133県（市、区）、2,656郷（鎮、街道弁公室）、89,393の行政村（居民委員会）から成っている。

1990年の統計では、人口が84,392,827人で全国人口の1/14を擁し、第3位である。出生率は18.86%で、全省における毎年の新生児は160万人に及ぶ。

山東省は70年代末から児童に対する計画免疫（ワクチンの一斉投与）を推進している。現在全省のコールドチェーンは初歩的な規模を備え、基本的には省、地、県、郷、村の5級（5段階）による計画免疫ネットワークシステムが形成されている。このために、大多数の幼児が有効な免疫を得られ、ワクチン接種率と接種の質が徐々に高まりつつあり、それに比例して伝染病の発病率も下降線をたどっている。

山東省は全国でもポリオの多発省のひとつである。特に1988年末、さまざまな要因の影響を受けて、3年連続でポリオが流行し、報告された症例数はそれぞれ223例、484例、284例となっており、1991年の1月～10月に報告された擬似症例は209例でその内真性は82例であった。我が省のポリオ発病数が全国的にみて多いため、中国全体のポリオ根絶活動の進度に直接影響を及ぼしている。

二、協力の進捗状況

1991年11月から我が省のポリオ根絶活動は日本国際協力事業団の支持と協力を得ることができた。日本の長期派遣専門家のアドバイスと直接参加に依り、深く現場に入って調査分析をし、サーベイランスを再度重視することに依って、我が省のポリオ根絶事業で足りなかった所を補う事ができた。多くの新しい対策と措施を策定し、全省にそれを貫徹実施した。

主な内容は下記の通りである。

1. 山東省ポリオ根絶指導グループを作り、全省ポリオ根絶行動計画を策定し、それを組織化して実施した。
2. 省衛生庁、省衛生防疫站の責任者、日本専門家と関係者に依る山東省ポリオ根絶サーベイランスセンターを作り、全省のポリオ根絶の組織造りと実施の具体的な責任を負うことにした。
3. 全省ポリオ根絶のサーベイランスと疫情報告のシステムを造り上げた。1991年3月下旬から全省において疫情の旬報、月報、単発病例の「快速報告」制度を実施した。6月以来、サーベ

イランの敏速性、疫情報告の速度が徐々に改善されつつある。

4. 全省のポリオ根絶に関する基礎資料と、疫情資料の台帳作りと、コンピューター管理。
5. 発病地区や今まで完全でなかった地区の巡回サーベイランスを実施し、存在する問題点に対して改善策を提出し、そのコントロール対策を指導する。また日本の神経内科専門家に依る急性弛緩性麻痺病例の神経学的診断も行った。10月末までに省ポリオサーベイランス調査センターが行った調査と指導地域は、11地市、40県市区、70余の郷鎮、90余の村に及んでいる。巡回サーベイランスに依り、当該地域の業務の改善を計ると共に、我が省のポリオ根絶戦略の修正の根拠も得ることが出来た。
6. 全省、OPV一斉投与の組織と実施
1991年1月と4月に、それぞれ全省及び大部分の地市で、四歳以下の児童に二回OPVの一斉投与を行った。ワクチンを服用したのは1,086人に達し、今年の我が省ポリオ発病を抑制する上で大きな作用があった。目下91~92年度OPV一斉投与業務の準備も順調で、各地で全省統一のプログラムに依って組織実施される。
7. トレーニング。6月に山東省第1回ポリオ根絶技術訓練班を開催した。日本の専門家（短期も含む）以外にも衛生部、WHO、UNICEFの専門家を招聘した。トレーニングの対象は主に県レベルのポリオ根絶活動の業務責任者で、同時に河北、安徽、河南、江蘇、浙江五省の関係者も参加した。トレーニング終了後、ある市地では自分達で郷鎮防疫関係者を集めて技術訓練班を開いた。今年のOPV一斉投与を組織するため11月に再度、ポリオ発生危険地区（主に荷沢、聊城）の県レベル指導者と業務の関係者を集めた訓練班を開いた。
8. 我が省のポリオ多発地域が省境に集中しているという特徴と全国のポリオ根絶体制に合わせ、河北、河南、山東、安徽、江蘇5省に依る「聯防協作区」（連合防止合作区）を造る事を提案し、衛生部の批准を受けて、正式に成立した。山東省衛生防疫站到「聯防区」の連絡処を置くことにした。こうして情報を交換し、5省におけるポリオ根絶連合防止の具体的業務連絡を行うことにした。
9. 省レベルのポリオウイルス実験室業務を強化すること、実験室の設備を充実し、短期専門家の指導の下にポリオウイルスの分離、同定を行う。
10. 市地レベル防疫站ポリオ根絶業務の監督と指導を重視すること、同時に彼らに監督指導活動の条件を提供すること。
今年、JICA援助に依る車輛は、我が省ポリオ多発地域に配置され、巡回サーベイランス、症例調査、検体の採取、運搬輸送に大活躍している。
11. 宣伝の強化、山東省テレビ局を通してOPV一斉投与の内容を宣伝する。ポリオ根絶のピラ150万枚、ポスター10万枚を印刷し、山東省ポリオ速報を編集印刷した。
12. 存在する問題について、改善措置を提案し、全面的な計画免疫業務を強化すること。
以上の業務に依り、山東省のポリオ根絶活動は、比較的大きな進展を遂げた。今年10月31日現

在、全省で報告されたポリオ擬似症例は209例、確定したのは82例、確定病例数は去年の同期と比べて69.4%下がった。

三、現存する主な問題点

1. 業務進度の不均衡。業務不徹底の地区は接種率が低く、計画外児童や流動人口の健康カードや免疫措置が遅れること。
2. サーベイランスシステムが機敏性に欠け、疫情報告が不完全。
3. 基礎資料が不完全で不正確。
4. 最下部業務人員に必要な技術訓練が不足なこと。
5. 情報の伝達や疫情のフィードバックが遅いこと。
6. 1部の下部業務人員、特に郷、村の医者への責任感不足。
7. 宣伝活動がゆきわたらないこと。
8. 衛生資源不足。特に県レベル及び部分的市地にはサーベイランスに使う交通手段と宣伝、トレーニング用の設備。

四、今後の業務について

衛生部は、山東省を全国ポリオ根絶の重点省に指定した。山東省は1993年7月までにポリオを根絶することが目標である。それに河北、河南、山東、安徽、江蘇5省の「ポリオ联防区」の中で山東はその中心でもあり、我が省が面している局面は現状はきびしい。時間は少ない、任務は重い、のである。このために以下に述べる点を強化しなければならない。

1. 各レベルの政府機関は更に一步組織指導を強めること。ポリオ根絶活動に対する費用を増やし、関係部門との調整を計り、ポリオ根絶業務を支え、提携すること。
2. 最下部衛生防疫の充実を計り、厳格に管理し、仕事に対する責任感を強める。
3. さまざまな措置に対する検査指導、監督を強め、確実なものにする。接種証の保存、接種記録の記入、新生児の健康カードを含む。
4. 着実にOPV接種率を上げる。通常の接種を強化し、毎年6回以上のコールドチェーンの廻転を堅持する。

毎年冬季、春季にOPV一斉投与活動をする。すべての児童に再度1～2回免疫の機会を与える。

5. サーベイランスシステムを更に充実させ、機敏に対処し、ポリオ情報の旬報、月報、速報、単発病例制度を堅持する。
6. 計画外児と流動人口の健康カード、証明書、接種業務を重点的に強化する。
7. 各省間の合作と交流を深め、情報交換を通して共に予防措置を講ずるようにする。
8. 各レベルの管理、業務人員のトレーニングを継続し、資質を高める。

9. 宣伝の形式を改善し、その効果を高める。
10. 僻地や業務効果の上っていない地区の指導を強化し、現実の困難解決を手助けする。
11. 省ポリオサーベイランスセンターの臨床と実験室の業務能力をアップする。
12. ポリオ根絶の目標を実現するため、山東省は更に日本国際協力事業団との技術協力の拡大を希望する。

JICA